



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画 [上川中部地域推進方針]

(令和6年度～令和11年度)

令和6年9月

北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道上川保健所)

目 次

第1章 基本的事項	
第1節 作成の趣旨	… 1
第2節 地域推進方針の名称	… 1
第3節 地域推進方針の期間	… 1
第4節 地域の現況	… 2
第2章 5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携の推進	
第1節 がんの医療連携体制	… 15
第2節 脳卒中の医療連携体制	… 23
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	… 29
第4節 糖尿病の医療連携体制	… 36
第5節 精神疾患の医療連携体制	… 42
第6節 救急医療体制	… 55
第7節 災害医療体制	… 62
第8節 新興感染症発生・まん延時における医療体制	… 67
第9節 へき地医療体制	… 72
第10節 周産期医療体制	… 76
第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）	… 82
第12節 在宅医療の提供体制	… 88
第3章 必要な外来医療機能及び対応方針	
第1節 地域の外来医療の状況	… 98
第2節 地域で不足する医療機能の現状・課題	… 99
第3節 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等（地域の方針）	… 99
第4節 医療機器の共同利用	… 99
第5節 紹介受診重点医療機関の名称	…100
第4章 地域保健医療対策の推進	
第1節 難病対策	…101
第2節 歯科保健医療対策	…106
第5章 医療の安全確保とサービスの向上	
第1節 医療安全対策	…110
第6章 医師など医療従事者の確保	
第1節 医療従事者の現状・課題	…115
第2節 医療従事者確保の方針	…116
第7章 地域推進方針の進行管理等	
第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割	…117
第2節 地域推進方針の進行管理	…118

第 8 章 別 表 ……119

第 9 章 資料編 ……136

第 10 章 参 考 ……146

別冊 北海道医療計画〔上川中部圏域地域推進方針〕（別冊）－上川中部区域地域医療構想－

第1章 基本的事項

第1節 作成の趣旨

- 平成20年3月及び平成30年3月に策定した北海道医療計画（以下、「道計画」という。）においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進については、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等と共に取組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに「地域推進方針」を作成し、また、道計画を平成25年3月及び令和3年3月に一部改訂したことにより、地域推進方針についても、平成25年度及び令和3年度に見直しを行っています。
- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様、おおむね6年間としていることから、令和6年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、5疾病・6事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、上川中部圏域における地域推進方針を作成することとしました。
なお、これまで別冊としていた外来医療計画に係る外来医療機能及び対応方針についても地域推進方針において作成することとしました。

第2節 地域推進方針の名称

- 第二次医療圏の名称を冠し、「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」とします。

第3節 地域推進方針の期間

- 道計画の期間に合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしていますので、地域推進方針についても同様の取扱いとします。

第4節 地域の現況

1 地理・地勢

当圏域は、旭川市と鷹栖、東神楽、当麻、比布、愛別、上川、東川、美瑛及び幌加内の9町からなり、北海道のほぼ中央に位置して大雪山国立公園を擁し、石狩川が流れ丘陵地帯が広がる豊かな自然に恵まれた地域です。

総面積は、4,238.10 km²で本道の面積の約5.1%に当たり、北海道の屋根といわれる旭岳（2,291m）を主峰とする大雪山系を有し、上川盆地を形成しています。

2 気象

北海道のほぼ中央部に位置し、内陸地帯の盆地であるため、気象は冬季と夏季の寒暖の差が極めて大きく、冬季には最低気温零下41.0℃（明治35年1月25日）、夏季には最高気温38.4℃（令和3年7月31日）を記録する（いずれも旭川気象台観測）など内陸性気候となっています。なお、「零下41.0℃」は気象官署として全国1位の記録です。

3 交通・生活圏

(1) 鉄道

圏域には、函館線をはじめ、宗谷線、石北線、富良野線の4線があり、函館線と宗谷線の一部区間を除き、非電化区間となっています。

電化区間の函館線では、「特急カムイ」と「特急ライラック」が運行され、旭川―札幌間を所要時間1時間25分～1時間41分で結んでいます。

宗谷本線では、札幌―稚内間の特急列車「宗谷」及び旭川―稚内間の特急列車「サロベツ」が運行されており、特急「宗谷」の走行距離396.2kmは日本の気動車特急で走行距離が最も長いものとなっています。

また、石北線には札幌―網走間に特急「オホーツク」、旭川―網走間に特急「大雪」が、富良野線では、旭川―富良野間で「富良野・美瑛ノロッコ号」（トロッコ列車）が臨時列車として運行されています。

(2) 道路

圏域の道路は、国道では12号線をはじめ7路線が走っており、さらに主要道道、一般道道が圏域内を連絡し、これらを軸に市町道が効率的に結ばれています。また、旭川市内の交通混雑を解消するため、国道12号―40号―39号を結ぶ旭川新道（バイパス）が開通しています。

高規格幹線道路網については、北海道縦貫自動車道が、平成15年10月には士別剣淵ICまで整備され、また、地域高規格道路については、旭川十勝道路の一部、旭川東神楽道路が令和4年3月に開通しました。

一般国道の自動車専用道路としては、旭川・紋別自動車道が指定を受け、令和元年12月には遠軽ICまで供用されました。



(3) 都市間バス

旭川に出入りする都市間・高速バス（名寄・留萌は路線バス）本数（往復）は次のとおりです。なお、記載の便数のうち、当面運休とされている路線もあり、慢性的な運転手不足や労働力規制によるバスの減便や廃止が相次いでいます。

道北・留萌方面	往復	遠紋・北網方面	往復	十勝・釧路方面	往復	札幌方面	往復
旭川～枝幸	2本	旭川～紋別	3本	旭川～阿寒湖～釧路	2本	旭川～札幌	31本
旭川～名寄	7本	札幌・旭川～遠軽	2本	旭川～三国峠～帯広	1本		
旭川～留萌	5本	旭川～層雲峡～北見	1本	旭川～狩勝峠～帯広	5本		

令和6年4月現在

(4) 空 港

旭川空港は、昭和41年に開港し、昭和55年6月に第3種から第2種へ港格変更となり、昭和57年7月に定期便がジェット化、平成9年2月には滑走路が2,500mに延長されました。その後、国際線需要の増加に対応するため、平成30年11月に国際線ターミナルビルが増築され、現在、国際航空路線は、旭川－台湾線に1社（タイガーエア台湾）の定期便が就航しています。また、令和5年12月からは同空港で初めてとなる国内格安航空会社（LCC）ジェットスター・ジャパンの成田線が就航しました。

4 人口構造

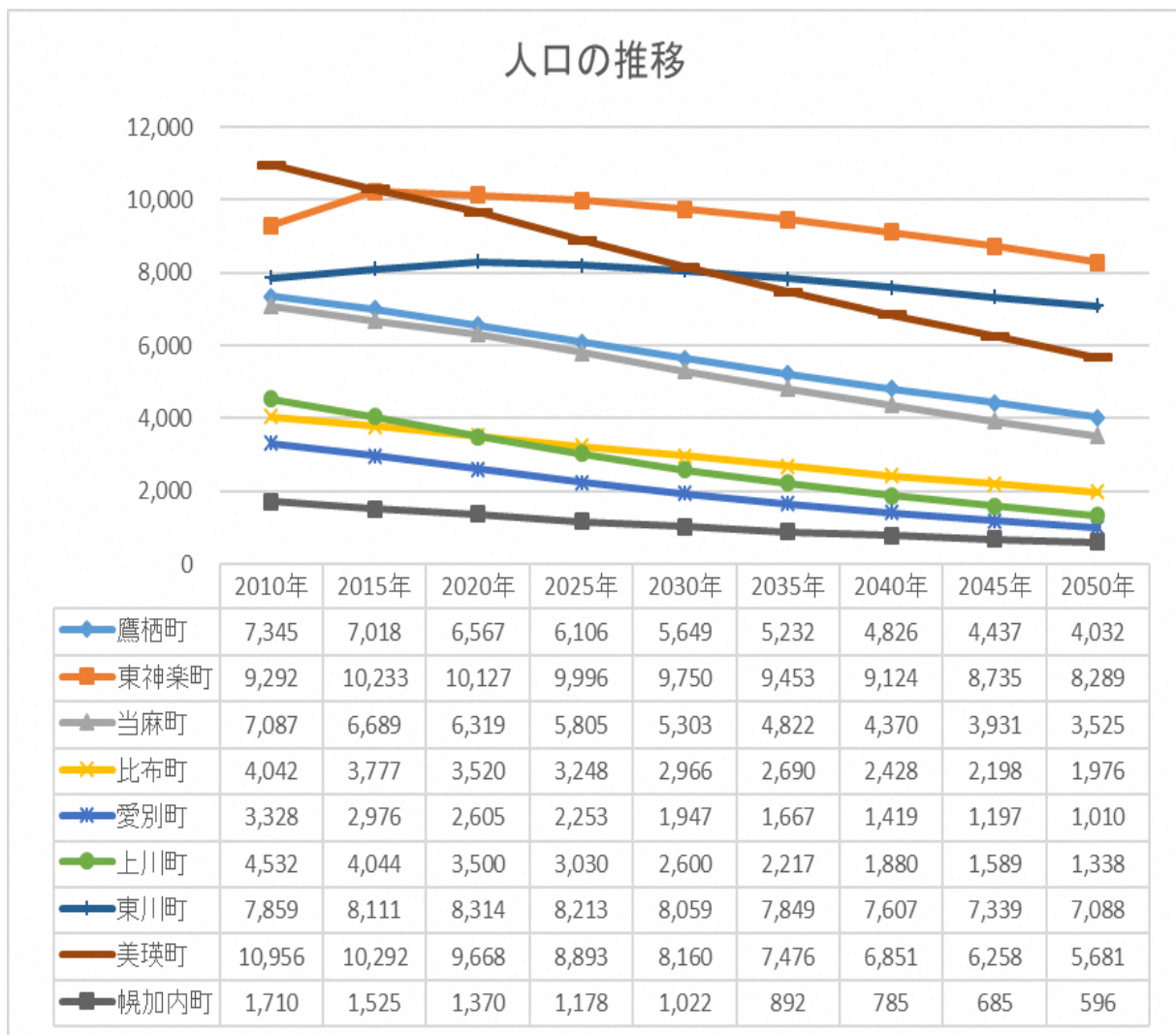
令和2年（2020年）の国勢調査では、上川中部地域の総人口は381,296人、そのうち86%以上を旭川市が占めています。

平成27年（2015年）の国勢調査と比較し、ここ5年間で東川町以外の市町では人口は減少しています。特に愛別町、上川町及び幌加内町では約10%以上の人口が減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（令和5年推計）では、全ての市町では今後も減少傾向にあり、2050年には約11万人（約29%）の減少が見込まれています。

産業別人口割合では、行政機関、企業の支店・営業所が集まっている旭川市は第3次産業の割合が80%、空港や大きな商業施設を有する東神楽町と層雲峡という観光地を持つ上川町は70%を越え、第3次産業が基盤産業となっていますが、旭川市以外の全ての町では第1次産業の割合が全道平均に比べて高く、農業が基盤産業となっています。



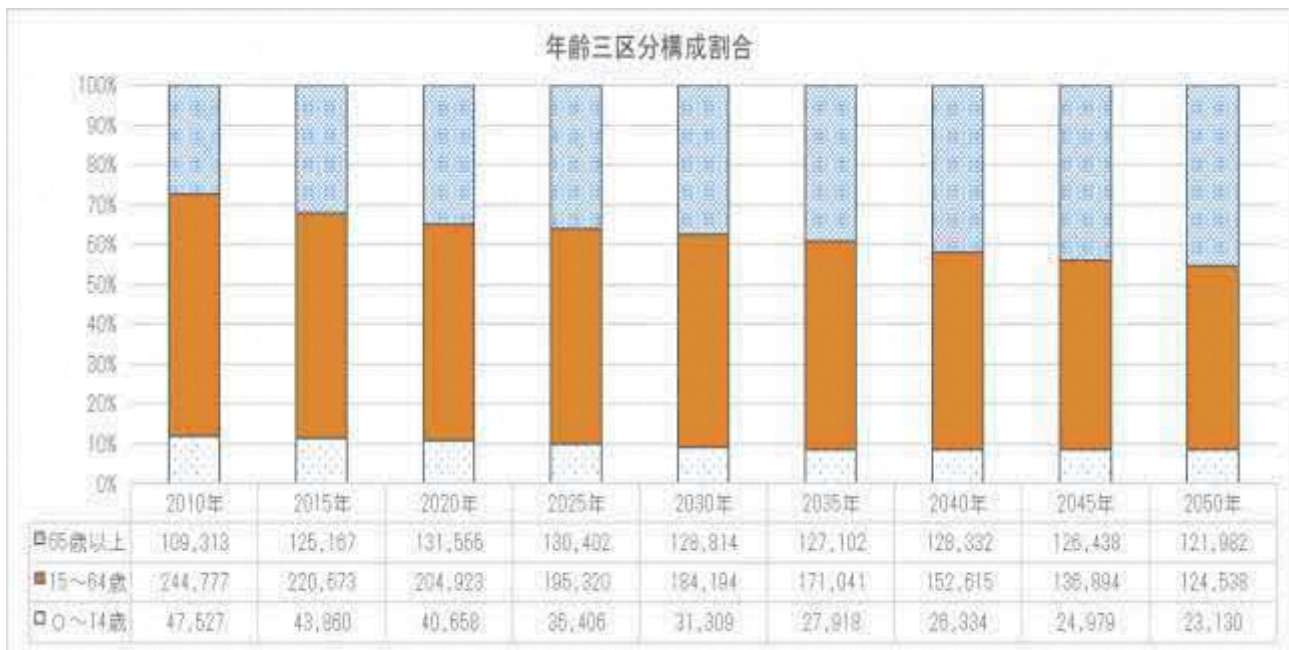


令和2年国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（令和5年推計）

年齢三区分別構成割合では、平成22年（2010年）の国勢調査時に比べ、令和2年（2020年）では生産年齢人口割合（15歳から64歳）が減少し、老年人口割合（65歳以上）は増加しています。

また、老年人口割合は、東神楽町以外は、全道平均より大きく、半数以上の5町で40%以上となっています。

将来推計人口において、引き続き、年少人口割合（15歳未満）及び生産年齢人口割合は減少傾向となっていますが、今後は、老年人口についても減少に転じると推計されており、2045年には老年人口割合は約45%となると推計されています。



令和2年国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（令和5年推計）

※ 年齢「不詳」は含まない

5 世帯数

令和2年（2020年）の国勢調査では、上川中部地域の一般世帯数177,768世帯となっており、そのうち約87.5%を旭川市が占めています。また、構成割合で単独世帯数が38.6%（68,486世帯）で上川町、幌加内町以外の市町では、ここ10年間では増加しており、一方、三世帯世帯は各市町とも減少しています。

高齢者（65歳以上の親族）のいる世帯については、令和2年（2020年）の国勢調査では、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、美瑛町で増加しており、旭川市、東神楽町、東川町以外の町で50%以上となっています。また、高齢者単独世帯数も、各市町ともここ10年間では増加しており、一般世帯数の約16.1%を占めています。

世帯数

市町名	一般世帯数			単独世帯数(再掲)			三世帯世帯(再掲)		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
鷹栖町	2,732	2,717	2,649	491	568	623	185	135	107
東神楽町	3,290	3,657	3,830	482	600	798	193	203	140
当麻町	2,743	2,698	2,756	620	682	910	233	159	84
比布町	1,639	1,586	1,563	396	423	517	123	106	59
愛別町	1,332	1,305	1,185	354	431	434	114	68	48
上川町	2,303	2,102	1,901	1,042	997	978	79	61	42
東川町	2,983	3,148	3,391	710	826	1,037	190	157	115
美瑛町	4,301	4,288	4,205	1,098	1,308	1,370	421	303	220
幌加内町	780	690	663	275	245	279	25	16	7
旭川市	154,393	155,747	155,625	51,783	57,488	61,540	5,225	4,315	3,197
上川中部圏域	176,496	177,938	177,768	57,251	63,568	68,486	6,788	5,523	4,019

令和2年国勢調査

高齢者の世帯数

市町名	65歳以上の親族のいる世帯（再掲）			単独世帯数（65歳以上の世帯）（再掲）		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
鷹栖町	1,263	1,365	1,408	258	343	376
東神楽町	1,239	1,471	1,649	250	315	434
当麻町	1,544	1,603	1,571	371	432	542
比布町	942	947	907	210	237	299
愛別町	770	783	756	175	236	262
上川町	1,049	1,053	1,046	350	388	462
東川町	1,316	1,506	1,620	295	363	490
美瑛町	2,330	2,341	2,353	531	653	714
幌加内町	404	364	342	275	101	126
旭川市	59,452	67,265	70,171	18,053	22,400	24,821
上川中部圏域	70,309	78,698	81,823	20,768	25,468	28,526

令和2年国勢調査

6 人口動態

(1) 出生数

令和2年における上川中部圏域の出生数は2,142人で、年々減少しており、30年前の平成2年の約57%となっています。

【上川中部圏域及び全道の出生数の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
上川中部	3,764	3,499	3,281	3,078	2,903	2,651	2,142
全道	54,428	49,950	46,780	41,420	40,158	36,695	29,523

(厚生労働省 人口動態統計)

(2) 死亡数

死亡数は、年々増加傾向にあり、令和2年では5,319人となっていますが、周産期死亡数、乳児死亡数は減少傾向にあります。

本圏域の死因順位は、第1位が悪性新生物28.9%、第2位が心疾患16.6%、第3位が脳血管疾患7.5%、第4位が肺炎4.4%となっています。

【上川中部圏域及び全道の死亡数の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
上川中部圏域	2,671	2,942	3,155	3,739	4,276	4,712	5,319
乳児（再掲）	12	13	10	3	3	3	3
周産期（再掲）	19	34	23	16	11	8	3
全道	36,720	40,678	43,407	49,982	55,404	60,667	65,078

(厚生労働省 人口動態統計)



令和3年度地域保健情報年報

(3) 平均寿命

平均寿命は、北海道では男性が80.9歳、女性は87.1歳となっており、上川中部圏域の平均では、男性が81.1歳、女性は87.3歳となっています。

	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	幌加内町	旭川市	上川中部平均	全道平均	全国平均
男	81.1	80.9	81.5	80.7	81.0	81.6	81.2	81.7	80.8	80.8	81.1	80.9	81.5
女	87.2	87.4	87.4	87.2	87.3	87.4	87.3	87.7	87.3	86.9	87.3	87.1	87.6

令和2年市区町村別生命表

7 患者の受療動向等

受療動向からは、ほぼ圏域内で自給しています。

各町とも、患者の多くは旭川市の医療機関を利用しています。

受療動向

(%)

		地元の医療機関	旭川市内の医療機関	その他地域の医療機関
旭川市	入院	97.8	—	2.2
	外来	98.2	—	1.8
鷹栖町	入院	—	95.7	—
	外来	31.6	67.2	4.3
東神楽町	入院	2.3	95.0	2.7
	外来	33.6	63.7	2.7
当麻町	入院	—	95.8	4.2
	外来	28.3	69.9	1.8
比布町	入院	5.9	92.2	1.9
	外来	16.6	81.9	1.5
愛別町	入院	—	98.4	1.6
	外来	32.7	63.4	3.9
上川町	入院	7.2	89.1	3.7
	外来	46.3	51.0	2.7
東川町	入院	2.5	94.6	2.9
	外来	28.7	68.3	3.0
美瑛町	入院	11.7	83.5	4.8
	外来	41.7	54.2	4.1
幌加内町	入院	—	72.4	27.6
	外来	51.1	33.1	14.9
		圏域内自給率	札幌市内の医療機関	その他地域の医療機関
上川中部圏域	入院	97.9	1.3	0.8
	外来	98.4	0.4	1.3

(令和4年4月～令和5年3月国民健康保険、退職国保、後期高齢者医療制度レセプトデータ)

8 医療施設

(1) 病院

病院数は、平成16年の46施設から年々減少しており、令和2年10月1日現在41施設となっています。

上川中部圏域病院数の約95%が旭川市です。

病院の推移

各年10月1日現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	1	1	1	-	-	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
幌加内町	1	1	1	1	1	1	-	-	-
旭川市	42	42	42	41	41	40	39	39	39
上川中部圏域	46	46	46	44	44	43	41	41	41
全道	627	613	594	584	574	569	564	557	547

地域保健情報年報

(2) 一般診療所

診療所数も、平成16年の291施設から年々減少しており、令和2年10月1日現在258施設となっています。

上川中部圏域の約89%が旭川市です。

一般診療所の推移

各年10月1日現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	3	3	3	3	3	3	2	2	2
東神楽町	4	5	5	4	3	3	3	3	3
当麻町	5	5	5	4	4	4	4	4	4
比布町	3	3	3	4	3	3	3	4	4
愛別町	2	2	2	2	2	2	2	2	2
上川町	3	3	2	3	3	3	3	3	3
東川町	3	3	3	3	3	3	3	3	3
美瑛町	3	3	3	3	3	3	3	3	3
幌加内町	4	4	4	4	4	4	6	6	5
旭川市	261	256	259	252	252	245	244	243	229
上川中部圏域	291	287	289	282	280	273	273	273	258
全道	3,364	3,366	3,375	3,388	3,386	3,377	3,454	3,491	3,351

地域保健情報年報

(3) 歯科診療所

歯科診療所も、平成16年の219施設から減少しており、令和2年10月1日現在192施設となっています。

歯科診療所も、上川中部圏域の約89%が旭川市です。

歯科診療所の推移

各年10月1日現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	2	2	2	2	2	2	2	2	2
東神楽町	3	3	3	4	4	4	5	5	4
当麻町	3	3	3	3	3	3	3	2	2
比布町	2	2	2	2	2	2	2	1	1
愛別町	2	2	2	2	1	1	1	1	1
上川町	3	3	3	3	3	3	3	3	3
東川町	2	2	2	3	3	3	3	3	3
美瑛町	4	4	4	4	4	4	4	4	4
幌加内町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭川市	197	201	200	196	189	182	178	171	171
上川中部圏域	219	223	222	220	212	205	202	193	192
全道	3,007	3,055	3,027	3,039	3,014	2,978	2,977	2,936	2,840

地域保健情報年報

(4) 薬局

薬局数は、令和2年度末現在205施設で、医薬分業の推進に伴い増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

薬局も、上川中部圏域の約93%が旭川市です。

薬局の推移

各年度末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東神楽町	2	2	2	2	2	2	2	1	1
当麻町	2	4	4	4	4	3	3	3	3
比布町	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛別町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上川町	2	1	1	2	2	2	2	2	1
東川町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
美瑛町	5	6	6	5	5	5	5	5	5
幌加内町	1	1	1	1	1	1	1	1	-
旭川市	178	182	182	179	185	193	194	191	190
上川中部圏域	195	201	201	198	204	211	212	208	205
全道	2,101	2,190	2,190	2,261	2,293	2,341	2,350	2,342	2,336

地域保健情報年報

9 医療従事者

(1) 医師数

令和2年は、平成16年と比較して旭川市では約13%、東神楽町では43%の増加となっておりますが、その他の町では減少傾向となっており、医師の充足が難しい状況となっております。

旭川市の医師数は上川中部圏域の約98%となっており、旭川市に集中している状況です。

医師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	3	2	2	2	2	2	2	2	1
東神楽町	7	6	6	7	5	7	5	8	10
当麻町	3	3	3	3	2	3	3	3	3
比布町	1	1	1	1	1	2	2	2	1
愛別町	1	1	1	1	2	2	2	1	1
上川町	4	4	4	3	4	3	4	3	3
東川町	3	2	2	3	2	3	3	3	3
美瑛町	8	7	7	6	7	8	8	8	8
幌加内町	3	3	4	3	3	2	2	1	2
9町合計	33	29	30	29	28	32	31	31	32
旭川市	1,205	1,221	1,258	1,281	1,278	1,280	1,339	1,364	1,364
上川中部圏域	1,238	1,250	1,288	1,310	1,306	1,313	1,370	1,395	1,396
全道	12,201	12,307	12,447	12,612	12,853	12,987	13,309	13,425	13,731

地域保健情報年報

(2) 歯科医師数

平成16年から令和2年まで、9町ではほぼ横ばいですが、圏域全体では減少しています。

歯科医師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	2	2	2	2	2	2	2	2	2
東神楽町	3	3	3	6	3	3	6	6	6
当麻町	3	3	3	2	4	4	4	3	3
比布町	3	3	3	1	3	3	3	2	2
愛別町	2	2	2	1	1	1	1	1	1
上川町	3	2	2	3	3	3	3	3	3
東川町	2	2	2	2	3	3	3	3	3
美瑛町	5	4	4	5	4	5	6	5	5
幌加内町	1	2	1	0	0	0	0	1	1
9町合計	24	23	22	22	23	24	28	26	26
旭川市	268	277	277	269	261	253	254	254	246
上川中部圏域	292	300	299	291	284	277	282	280	272
全道	4,325	4,363	4,409	4,457	4,469	4,483	4,440	4,419	4,418

地域保健情報年報

(3) 薬剤師数

医薬分業の推進に伴い、平成16年から平成30年まで増加傾向でしたが、令和2年ではほぼ横ばいとなっています。

薬剤師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	2	2	2	2	3	2	3	4	3
東神楽町	4	4	4	5	5	5	5	6	4
当麻町	2	4	4	4	4	3	3	4	6
比布町	3	3	3	3	3	3	3	3	3
愛別町	2	1	1	1	1	2	3	2	1
上川町	5	5	5	6	6	6	6	8	6
東川町	2	2	2	2	2	0	3	4	7
美瑛町	11	13	13	16	15	14	11	14	14
幌加内町	2	2	2	2	2	2	2	-	1
9町合計	33	36	36	41	41	37	39	45	45
旭川市	709	707	761	789	811	826	868	879	876
上川中部圏域	742	743	797	830	852	863	907	924	921
全道	9,704	10,024	10,448	10,568	10,585	10,803	11,321	11,582	11,802

地域保健情報年報

(4) 保健師・助産師数

保健師は、令和2年と平成16年とを比較して、増加傾向にあります。

助産師は、各町に分娩施設がないことから、ほぼ全数が旭川市であり、令和2年度は158人と平成16年と比較し増加しています。

保健師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	5	5	6	5	8	9	9	10	9
東神楽町	5	5	5	6	8	10	12	12	11
当麻町	5	5	5	5	5	5	5	6	6
比布町	5	5	5	5	5	6	5	6	5
愛別町	4	4	4	4	4	4	4	6	5
上川町	6	6	5	5	6	6	6	7	5
東川町	5	5	5	6	6	7	8	8	9
美瑛町	6	7	9	9	10	14	16	15	19
幌加内町	4	4	4	4	4	4	5	5	5
9町合計	45	46	48	49	56	65	70	75	74
旭川市	131	144	167	179	195	205	180	189	187
上川中部圏域	176	190	215	228	251	270	250	264	261
全道	2,506	2,549	2,721	2,764	2,874	3,028	2,919	3,203	3,071

地域保健情報年報

助産師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	1	1	1	1	1	1	1	-	1
東神楽町	-	-	-	-	-	-	2	2	1
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	1	-	-
美瑛町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9町合計	1	1	1	1	1	1	4	2	2
旭川市	117	125	132	145	146	159	150	156	156
上川中部圏域	118	126	133	146	147	160	154	158	158
全道	1,417	1,425	1,494	1,526	1,585	1,647	1,552	1,668	1,620

地域保健情報年報

(5) 看護師・准看護師数

看護師については、令和2年は、平成16年と比較し2,166人（62.9%）増加していますが、准看護師は622人（29.0%）減少しています。

看護師数

各年末現在

市町名	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
鷹栖町	4	5	5	5	10	17	10	14	14
東神楽町	17	19	22	22	35	35	48	54	62
当麻町	8	14	17	17	17	20	24	20	25
比布町	4	2	3	3	4	5	6	8	6
愛別町	-	2	2	2	0	2	2	2	3
上川町	18	16	16	15	9	19	22	34	22
東川町	9	15	16	17	24	29	30	27	34
美瑛町	56	62	69	66	75	71	71	67	69
幌加内町	9	9	7	7	10	14	8	4	8
9町合計	125	144	157	154	184	212	221	230	243
旭川市	3,317	3,558	3,960	4,290	4,560	4,863	4,768	5,263	5,365
上川中部圏域	3,442	3,702	4,117	4,444	4,744	5,075	4,989	5,493	5,608
全道	40,717	43,450	46,995	50,849	54,555	57,732	57,214	64,456	66,859

地域保健情報年報

准看護師数

各年末現在

市町名	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年
鷹栖町	8	4	5	5	5	3	3	4	3
東神楽町	42	53	47	46	48	44	44	29	37
当麻町	16	23	20	21	22	19	18	16	14
比布町	10	10	11	14	7	12	10	12	12
愛別町	5	4	7	7	8	8	7	4	8
上川町	11	11	10	7	9	8	5	15	5
東川町	20	16	16	17	18	16	13	6	16
美瑛町	33	28	28	28	26	26	26	21	18
幌加内町	11	10	9	7	8	7	5	-	5
9町合計	156	159	153	152	151	143	131	107	118
旭川市	1,991	1,960	1,916	1,820	1,757	1,726	1,424	1,509	1,407
上川中部圏域	2,147	2,119	2,069	1,972	1,908	1,869	1,555	1,616	1,525
全道	23,951	23,589	22,615	21,449	20,286	19,172	16,130	16,699	14,913

地域保健情報年報

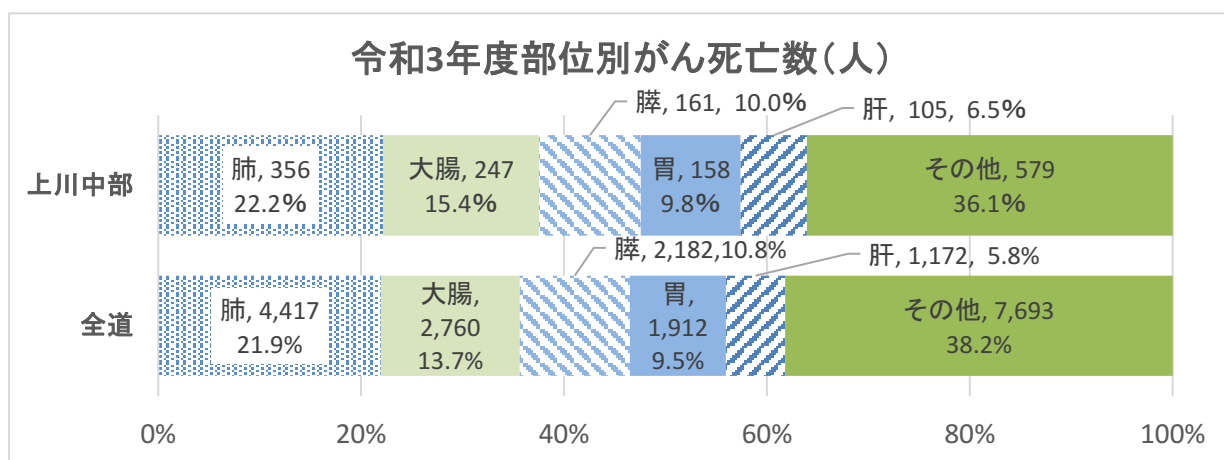
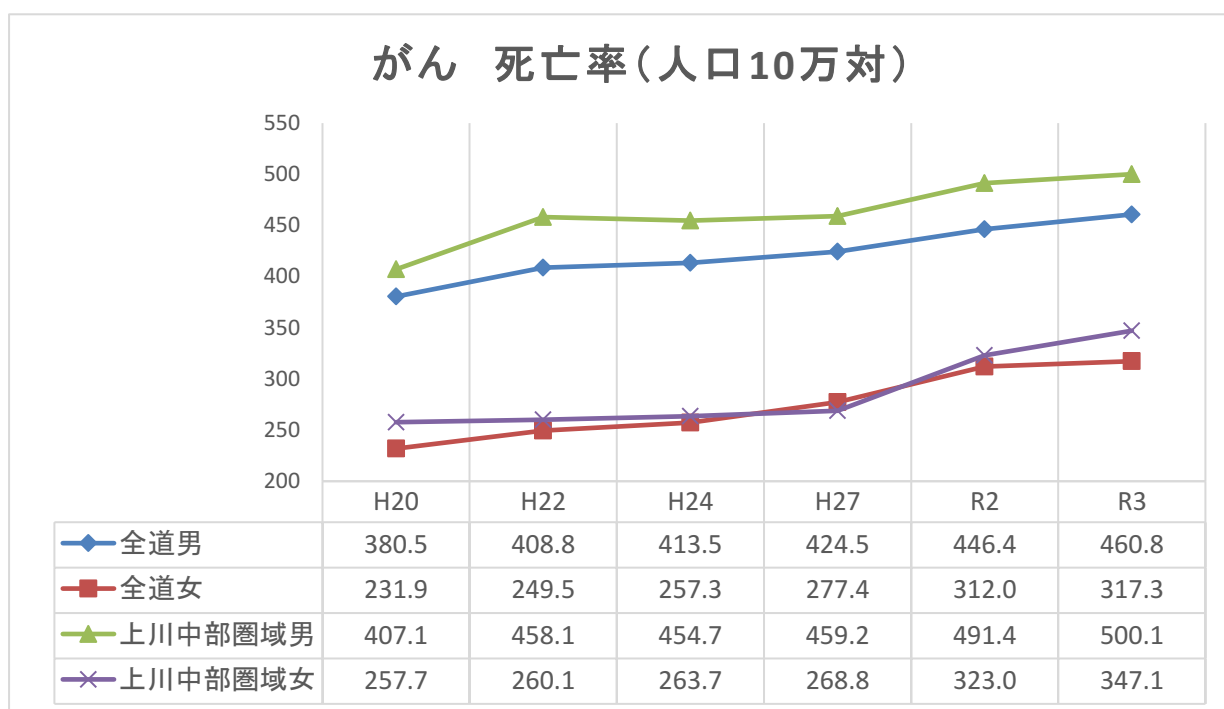
第2章 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の推進

第1節 がんの医療連携体制

1 現状

(1) 死亡の状況*1*2

- 上川中部圏域において、令和3年度の死亡者は5,549人でそのうち死因ががんの者は1,606人であり、死亡者数全体の28.9%を占め死因の第1位となっています。
- がんの死亡率（人口10万対）（令和3年）を全道平均と比較すると男性は全道の460.8に対し上川中部は500.1、女性は全道の317.3に対し上川中部は347.1と男女ともに全道平均を上回っています。
- 部位別では、肺がんの死亡者数が356人（22.2%）と最も多く、次いで大腸がんが247人（15.4%）、膵がんが161人（10.0%）となっています。
- がんは、加齢により発症リスクが高まりますが、今後ますます高齢化が進行することを踏まえると、その死亡者数は今後とも増加していくことが推測されます。



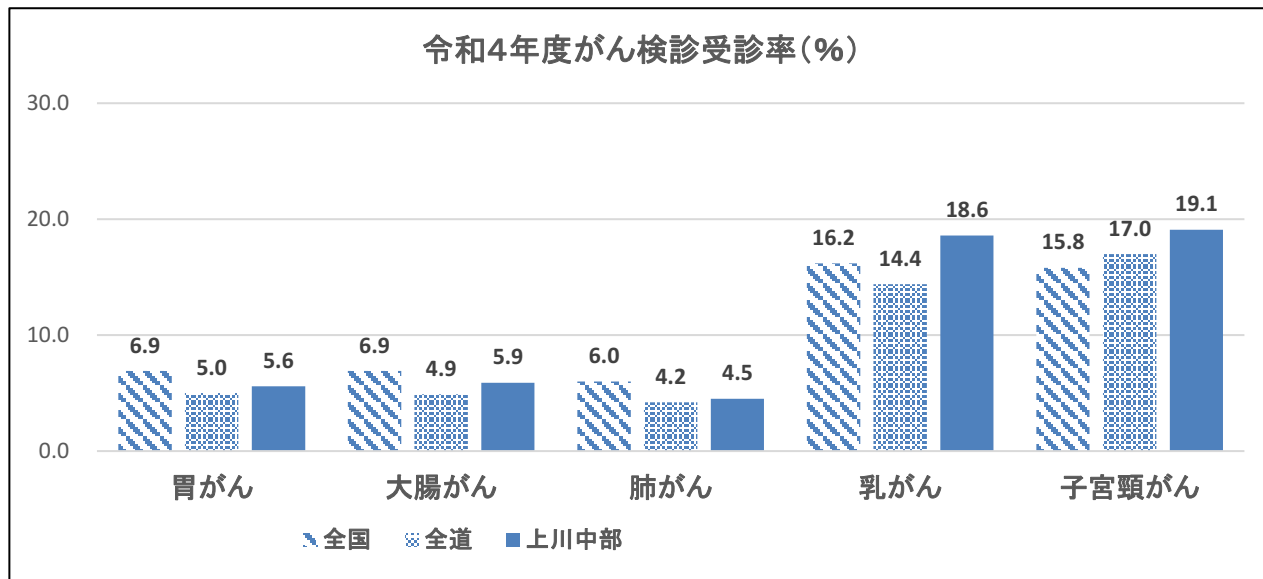
* 1 道北地域保健情報年報（平成20、22、24、27年度実績）（注）

* 2 地域保健情報年報（令和2、3年度実績）より算出

（注）道北地域保健情報年報は、地域保健情報年報をもとに作成

(2) がんの予防及び早期発見

- がんの原因は、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣や肝炎ウイルス等の感染症など様々なものがあり、正しい知識を広めることが重要なことから、がん予防に向けての普及啓発などが行われています。
- がんは、早期に発見し治療につなげることが重要なことから、現在、上川中部圏域の市や町の保健事業として、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん及び子宮頸がんの各種検診が行われているほか、企業における福利厚生や健康保険組合等における独自の保健事業として、がん検診が実施されています。
- 市や町の事業として実施している、がん検診の受診率（令和4年度）は、上川中部圏域では胃がん検診が5.6%（全道5.0%）、大腸がん検診が5.9%（全道4.9%）、肺がん検診が4.5%（全道4.2%）、乳がん検診が18.6%（全道14.4%）、子宮頸がん検診が19.1%（全道17.0%）と、全道平均を上回っています。^{*1}



(3) がん登録

がんの罹患や治療後の経過等に関する情報を漏れなく収集するため、平成28年1月より、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録を実施しているほか、がん診療連携拠点病院等においては、より詳細な情報収集のため、院内がん登録が実施されています。

(4) 医療機関への受診状況^{*2}

令和4年の患者受療動向調査によると、がんの患者が居住している上川中部圏内で受診している割合は、入院が98.2%（全道平均89.8%）、外来が99.4%（全道平均95.7%）と全道平均に比較して高い状況です。

(5) 医療の状況

- 国が指定するがん診療連携拠点病院や、道が指定する北海道がん診療連携指定病院（以下「拠点病院等」という。）において、手術療法、放射線療法、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケアが提供されています。一方、地域においてはがん患者が在宅医療での療養を希望しても、訪問診療、訪問看護などのサービスが困難なため、医療機関で入院を継続していることもあります。
- 緩和ケアについては、拠点病院等において、がんと診断された時から、スクリーニングを活用するなど、早期から、患者・家族が望む場所で療養できるよう訪問診療、訪問看護などと連携し切れ目ない緩和ケアの提供体制を構築しています。また、がん診療に携わる全ての医師に対して、基本的な緩和ケアの知識と技術を習得するための緩和ケア研修会が開催されています。
- 上川中部圏域においては、緩和ケア外来をはじめ、疼痛管理に加え、ホスピス機能を有した専門的緩和ケアを行う緩和ケア病棟が2か所設置されています。

*1 令和4年度地域保健・健康増進事業報告

*2 令和4年度病床機能報告

- 上川中部圏域においては、地域がん診療連携拠点病院として、旭川医科大学病院、JA北海道厚生連旭川厚生病院、市立旭川病院の3病院が指定されており、北海道がん診療連携指定病院として、旭川赤十字病院と独立行政法人国立病院機構旭川医療センターの2病院が指定されています。
- 地域がん診療連携拠点病院の3病院は、独自の取組として、旭川市医師会とともに「道北がん診療連携拠点病院連絡協議会」を設置し、合同市民公開講座や、道北圏域、北空知圏域等未指定圏域の中核的な医療機関に対し、医療従事者研修会等を実施しています。
- 拠点病院等の「がん相談支援センター」では、病院間で協力連携し、がん患者や家族のための情報の収集・発信、「がんサロン」など患者・家族の交流の支援はじめ、ハローワークや北海道産業保健総合支援センター等と連携した就労支援を実施しています。
- 小児・AYA 世代^{*1}の患者については、全人的な質の高いがん医療及び支援を受けることができるよう、上川中部圏域においては、小児がん連携病院として旭川医科大学病院が国等から指定されています。
- 個人のゲノム情報に基づく、個人ごとの違いを考慮したゲノム医療の提供については、上川中部圏域においては、がんゲノム医療連携病院として旭川医科大学病院と JA 北海道厚生連旭川厚生病院が、国からの指定を受けています。

2 課題

(1) がん死亡者数の減少

がんは、道民の健康と生命の最大の脅威となっていることから、がん対策の総合的な推進により、死亡者数を減少させる必要があります。

(2) がんの予防及び早期発見

- 上川中部圏域の40～74歳における喫煙率は26.8%で、全道平均28.1%より下回っていますが^{*2}、発がんリスクの低減を図るため、全ての道民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識することが重要です。本道における成人の喫煙率は、男女とも全国平均より高い状況にあり、喫煙開始年齢の大半が成人に達する前という実態を踏まえ、社会全体で未成年者が喫煙しない環境づくりに努める必要があります。
- また、発がんリスクを軽減するとされている野菜摂取量を増やすなど、食生活の改善に向けた取組を推進する必要があります。
- 市や町の事業として実施している、がん検診の受診率は、上川中部圏域では全道平均を上回っている状況ですが、受診率の目標達成に向けて、がん検診の必要性についての普及啓発や受診勧奨の徹底などの対策をより一層推進する必要があります。
- また、精度管理については、精検受診率やがん発見率などの指標を分析し、精度の向上を図る必要があります。

(3) がん登録

がん登録については、がんの罹患や治療後の経過等に関する情報を漏れなく収集し、予防・治療等に効果的に活用するため、住民に対する普及啓発を行う必要があります。

(4) 医療の状況

- 緩和ケアについては、人生の最終段階だけではなく、スクリーニング等を活用するなど、がんと診断された時から早期に、身体症状の緩和に加え、心理社会的な問題への援助などが必要です。
- がん患者や家族の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域で療養生活を継続することができるよう、在宅医療を推進する必要があります。
- がん患者や家族が、がんに関する様々な不安や就労、経済的な問題などの悩み、治療などについて相談支援する窓口である「がん相談支援センター」を広く周知することが必要です。

* 1 AYA 世代 : Adolescent and Young Adult (思春期及び若年成人) の略で、15 歳から 39 歳くらいまでの世代を指す。

* 2 第9回 NDB オープンデータ (令和3年度実績) より算出

- 小児がん及びAYA世代のがんは、多種多様ながん種を多く含み、成長発達の過程においても、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められており、小児がん拠点病院を中心とした地域の医療機関との連携体制の構築を進める必要があります。
- ゲノム医療を必要とするがん患者が、どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築し、患者・家族の理解を促し、心情面でのサポートや治療法選択の意思決定支援を可能とする体制を整備する必要があります。

3 必要な医療機能

(医療機関)

次に掲げる事項を含め、拠点病院等の医療機関は、診療ガイドラインに即した診療を実施します。

- ◇ 血液検査、画像検査（X線検査、CT、超音波検査、内視鏡検査、MRI、核医学検査）及び病理検査等の診断・治療に必要な検査を実施します。
- ◇ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療を実施します。
- ◇ がんと診断された時から緩和ケアを実施します。

(拠点病院等)

上記を含め、拠点病院等においては、次の対応が求められます。

- ◇ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療を実施します。
- ◇ 各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施します。
- ◇ 患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンを実施します。
- ◇ 相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援、就労支援等を実施します。
- ◇ がんと診断された時から緩和ケアを実施します。緩和ケアチームの整備や外来での緩和ケアを実施し、患者とその家族に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する全人的な緩和ケアを提供します。
- ◇ 地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の更なる活用や急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携します。

(新興感染症の発生・まん延時における体制)

- 新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切ながん検診の提供体制や必要ながん医療の提供体制など連携体制を構築します。

4 数値目標等

指標区分	指標名（単位）		現状値	目標（R11）	現状値の出典（策定時）
体制整備	がん診療連携拠点病院（か所）		3	現状維持	厚生労働省がん対策情報（令和6年度）
	北海道がん診療連携指定病院		2	現状維持	北海道保健福祉部調査指定病院の公表医療機関（令和6年度）
実施件数等	がん検診受診率（%）	胃	5.6	60.0	地域保健・健康増進事業報告（令和4年度）
		肺	4.5	60.0	地域保健・健康増進事業報告（令和4年度）
		大腸	5.9	60.0	地域保健・健康増進事業報告（令和4年度）
		子宮頸	19.1	60.0	地域保健・健康増進事業報告（令和4年度）
		乳	18.6	60.0	地域保健・健康増進事業報告（令和4年度）
	喫煙率（%）（40歳～74歳）		26.8	現状より減少	NDBオープンデータより算出（第9回（令和3年度実績））
住民の健康状態等	がんによる死亡率（人口10万対）	男性	500.1	現状より減少	地域情報保健年報より算出（令和3年度）
		女性	347.1	現状より減少	地域情報保健年報より算出（令和3年度）

* 「北海道がん対策推進計画」に準拠

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

持続可能ながん医療の提供を目指すとともに、がんの予防及びがんの早期発見など、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) がん予防の推進

- 健康のために望ましい生活習慣やがんに関する正しい知識を身に付けることができるよう普及啓発を行います。
- 地域と医療・職域・関係団体との連携を促進し、関係者が連携し生活習慣に関する対策を推進することにより、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります。
- たばこをやめたい人が、医療機関、薬局、市町、保健所や事業所などの身近なところで禁煙支援を受けることができる体制の整備を促進します。
- 受動喫煙^{*1}を防止するために、公共施設を始め職場や家庭等における禁煙や適切な分煙を進めます。

(2) がんの早期発見

- がん検診の受診率の向上に向け普及啓発の取り組みを進めます。
- 市町は、がん検診の受診率の向上に向け、企業との連携やマスメディア等を活用した普及啓発を行います。
- がん検診と特定健診との一体的な実施を促進するとともに、効果的ながん検診の実施方法を検討するなどの受診率の向上を図るための取り組みを進めます。
- 道や市町は、がん検診と特定健診との一体的な実施を促進するとともに、検診の受診勧奨の取組を推進するなど、受診率の向上を図ります。
- 道や市町は、がん検診の精検受診率やがん発見率などの指標を分析し、精度の維持・向上を図ります。

* 1 受動喫煙：室内等において、他人のたばこの煙を吸わされること。

(3) がん登録の推進

がんの罹患や治療後の経過等に関する情報が予防・治療等に効果的に活用されるよう、住民への普及啓発を行います。

(4) がん医療連携体制の整備

- より身近なところで必要ながん医療を受け、また、在宅で療養生活を継続することができるよう、地域がん診療連携拠点病院や北海道がん診療連携指定病院、その他のがん医療を行う医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、薬局、歯科医療機関等の関係者間の連携を促進し、診断から、治療、緩和ケア、リハビリテーション、在宅医療に至るまでのがん医療提供体制の整備を図ります。
- 国が指定する小児がん拠点病院と地域の医療機関等は、小児・AYA 世代のがん患者が適切な治療や支援が受けられるよう、診療体制や機能等の情報を共有し、連携体制の構築に取り組みます。
- がんと診断された時からの在宅を含む緩和ケアが推進されるよう、拠点病院等はがん診療に携わる医師、看護師、薬剤師等に対する緩和ケアの知識の普及とともに、緩和ケア病床を有する医療機関や在宅療養支援診療所、薬局等の関係者の連携を促進します。
- がん患者や家族の相談窓口である「がん相談支援センター」で取り組んでいる就労支援や「がんサロン」などについて、拠点病院等が未整備の圏域を含めて地域住民へ広く周知します。
- 旭川医科大学はじめ道内の医育大学と連携を図りながら、放射線療法や化学療法、手術療法などのがん医療を専門的に行う医師等の医療従事者の人材育成の取り組みを促進します。
- 旭川医科大学病院は、「北海道高度がん診療中核病院」として、高度先進医療の提供や高度の医療技術の開発及び評価を行うとともに、がん診療連携拠点病院等に対する、放射線療法や薬物療法等の高度のがん医療に関する研修や診療支援を行う医師の派遣に積極的に取り組みます。
- 拠点病院等においては、未整備圏域における中核的な医療機関等と連携を図ります。
また、隣接する圏域から多くのがん患者が当圏域の医療機関に受診していることから、その患者が安心して地域で医療を受けられるよう地域医療構想調整会議等により圏域間での医療連携について協議します。
- 国が指定するがんゲノム医療中核拠点病院等による、ゲノム医療の連携体制の構築に努めるとともに、がんゲノム情報の取扱いやがんゲノム医療に関する道民の理解を促進するため、普及啓発に努めます。

6 医療機関等の具体的名称

令和6年4月1日現在

医療圏		がん診療連携拠点病院	北海道がん診療連携指定病院
第三次	第二次		
道北	上川中部	◆旭川医科大学病院	旭川赤十字病院
		J A 北海道厚生連旭川厚生病院	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
		市立旭川病院	

* 「◆」は北海道高度がん診療中核病院

* 第6章別表により随時更新

小児がん拠点病院	小児がん連携病院
北海道大学病院	旭川医科大学病院

がんゲノム医療中核拠点病院	がんゲノム医療連携病院
北海道大学病院	旭川医科大学病院
	J A 北海道厚生連旭川厚生病院

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- がんの薬物療法や放射線治療に伴う口腔合併症の予防や手術後の肺炎予防等のため、周術期の患者に対し、口腔の健康や口腔管理に関する普及啓発に努めるとともに、がん診療連携拠点病院やその他のがん医療を行う医療機関等と連携して、歯科医療機関が専門的口腔管理（口腔ケア、口腔衛生指導、口腔疾患の治療等）を行う取組を推進し、より質の高いがん治療の提供につなげます。
- 口腔がん早期発見等の役割を担う歯科診療所と病院歯科等の高次歯科医療機関との病診連携や医科歯科連携により、口腔がんに対する適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実を図ります。

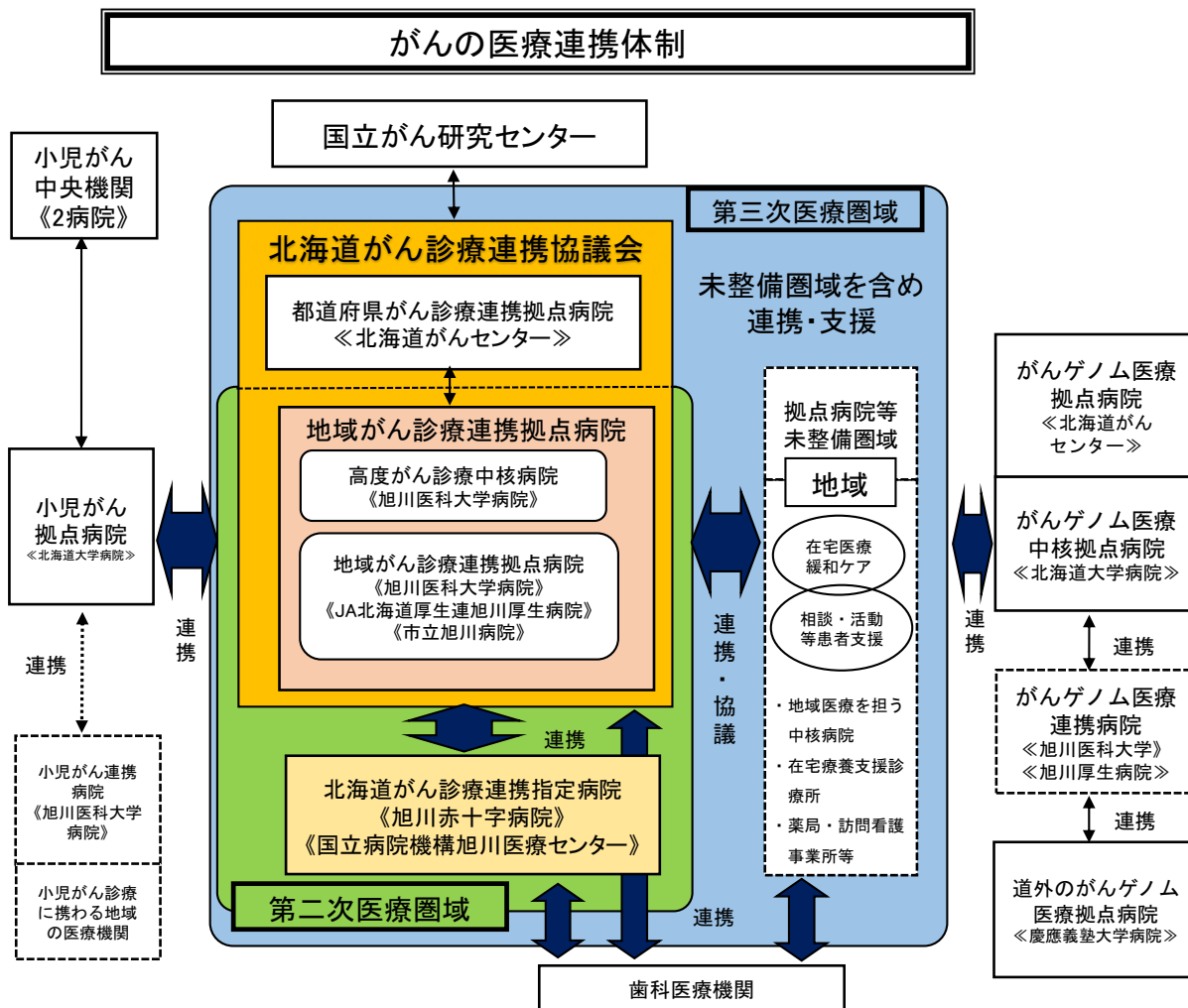
8 薬局の役割

- 適切な禁煙の相談を受ける取組を推進するとともに、禁煙補助薬の服薬管理などを通じて、たばこをやめたい人の禁煙支援を行います。
- 外来化学療法の効果と安全性を高めるためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。
- 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局において、在宅患者に対し、医療用麻薬の適切な服薬管理などに努めるとともに、医療用麻薬の円滑な供給を図るため、地域の薬局と医薬品卸相互の連携を図ります。

9 訪問看護事業所の役割

- がんと診断されたときから、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が連携し、療養を支援する家族の生活指導を含め、がん治療の支援者として在宅療養の環境整備に努めます。
- 在宅で療養生活を継続するがん患者に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等の全人的な緩和など、適切な看護の提供や療養生活の支援を行い、生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。
- 在宅で療養生活を継続するがん患者・家族等患者の周囲にいる者に対して、自らが望む人生の最終段階の医療ケアについてともに考え、治療後の心身の症状や障がいに合わせて適切なケアを提供するとともに、急変時の対応、在宅での看取りや遺族へのグリーフケア^{*1}に取り組みます。

* 1 グリーフケア：大切な人を失った喪失感や悲しみ乗り越えようとしている人たちに寄り添い、援助していくこと。



第2節 脳卒中の医療連携体制

1 現状

(1) 死亡の状況*1

- 上川中部圏域では、令和3年に416人が脳血管疾患を原因として死亡しており、死亡数全体の7.5%（全道6.9%）を占め、死因の第4位となっています。
- その内訳は、脳梗塞59.1%（全道56.3%）、脳出血29.0%（全道30.1%）、くも膜下出血10.3%（全道11.0%）、その他1.4%（全道2.4%）となっています。
- 脳血管疾患の死亡率（人口10万対）は、直近では、全道と比較して男性が高い傾向にあり、男性は122.1（全道93.2）、女性96.4（全道89.9）となっています。

【脳血管疾患 死亡率（人口10万対）】



		平成20年	平成22年	平成24年	平成27年	令和3年
男性	上川中部圏域	112.5	90.1	113.3	104.0	122.1
	北海道	102.3	101.4	96.0	87.0	93.2
女性	上川中部圏域	99.6	93.9	104.2	90.5	96.4
	北海道	97.0	91.7	89.9	90.0	89.9

(2) 健康診断の受診状況

- 脳卒中の発症を予防するためには、定期的な健診の受診により高血圧、糖尿病、脂質異常症等の危険因子を早期に発見し、治療することが重要ですが、令和4年度の上川中部圏域の特定健康診査の受診率は33.1%で、平成29年度（27.1%）より向上しており、全道（29.7%）と比較すると、高い状況です。*2
- 令和4年度特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者*3の割合は20.3%（全道20.3%）、内臓脂肪症候群予備群*4の割合は、10.2%（全道11.0%）となっています。

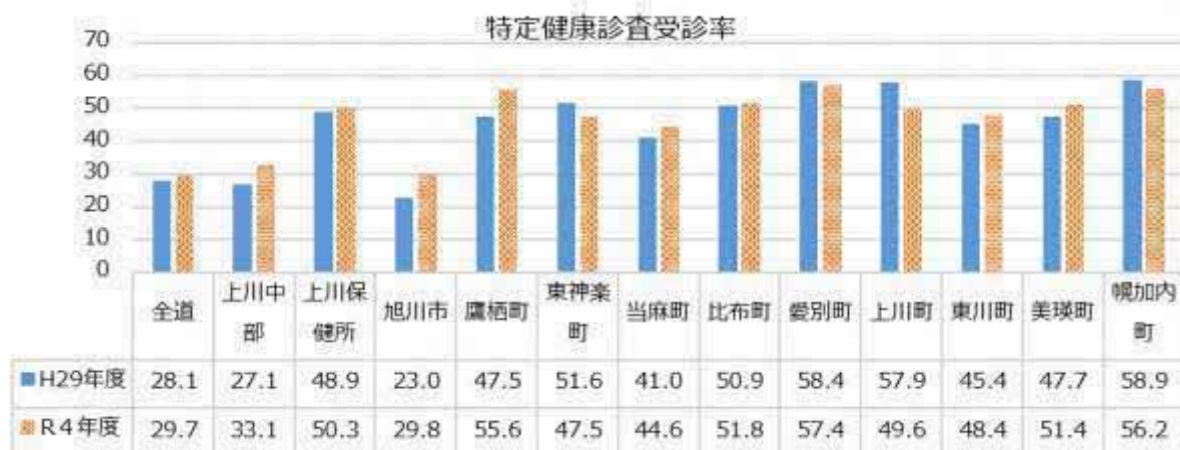
*1 地域保健情報年報(令和3年度のデータをもとに算出)

*2 特定健診特定保健指導実施結果集計表(令和4年度法定報告速報値)

*3 内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、2つ以上に該当する者

*4 内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、1つに該当する者

【令和4年度特定健康診査受診率】



(3) 入院及び外来自給率について*1

上川中部圏域における脳血管疾患の圏域内自給率は、入院 98.3%、外来 98.4%と高い割合となっており、ほぼ圏域内で医療を完結しています。

(4) 医療機関の状況*2

(急性期医療を担う医療機関について)

- ① 血液検査及び画像検査、②外科的治療（開頭手術、脳血管手術等）、③ t-P Aによる血栓溶解療法の全てが、24 時間対応可能である急性期医療を担う公表医療機関は、4 か所（輪番制を含む）です。

(回復期医療を担う医療機関について)

脳卒中の回復期リハビリテーションに対応可能な脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出医療機関は、16 か所です。

2 課題

(1) 疾病の発症予防

- 特定健康診査の意義を広く周知するとともに、脳卒中の危険因子である高血圧や糖尿病、脂質異常症、喫煙習慣や過度な飲酒習慣がある者への支援を早期に開始し、発症予防に努めることが必要です。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進するなど、受動喫煙防止対策の強化が必要です。

(2) 医療連携体制の充実

- 患者の受療動向を踏まえて、急性期における専門的治療を速やかに受けることができるよう、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連携体制の充実が必要です。
- 急性期から維持期までの病期に応じて、一貫したリハビリテーションが受けられるよう、関係機関の連携体制の充実が必要です。
- デジタル技術の活用により、効率的な医療機関間や地域間連携を進め、医療が継続して実施される体制を構築することが必要です。

(3) 在宅療養が可能な体制

脳卒中の再発及び合併症を予防し、生活機能を維持・回復しながら在宅で療養生活を継続できるよう、医療・介護・福祉サービスが相互に連携した支援が必要です。

* 1 「北海道国民健康保険・退職者国保、後期高齢者医療制度レセプトデータ（令和4年度診療実績）」

* 2 保健福祉部健康安全局調査（令和5年4月）

3 必要な医療機能

(1) 発症予防

(かかりつけ医)

- 高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患に対する治療や食事、運動、喫煙、過度の飲酒等の生活習慣の改善を促し、脳卒中の発症を予防します。
- 脳卒中を疑う症状出現時の対応について、患者・家族等患者の周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。

(2) 応急手当・病院前救護

(本人及び家族等周囲にいる者)

発症後速やかに救急要請を行います。

(消防機関と急性期医療を担う医療機関の連携)

- 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送します。
- メディカルコントロールに基づく適切な観察・判断・処置^{*1}を行います。

(3) 急性期医療

(急性期医療を担う医療機関)

- 患者の来院後、速やかに（1時間以内に）専門的治療を開始します。
- 適応のある脳梗塞症例に対しては、t-P Aによる血栓溶解療法を実施します。また、適応時間を超える場合でも血管内治療などの高度専門治療の実施について検討します。^{*2}
- 呼吸、循環、栄養等の全身管理及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療を実施します。誤嚥性肺炎の予防については、歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ります。
- 廃用症候群や合併症を予防し、早期にセルフケアを可能とするためのリハビリテーションを実施します。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、患者・家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 回復期及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画（リハビリテーションを含む。）を共有するなどして連携を図ります。

(4) 回復期医療

(回復期医療を担う医療機関、リハビリテーションを専門とする医療機関)

- 身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施します。
- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の適切な管理を行うとともに、誤嚥性肺炎の予防や抑うつ状態・認知症など、脳卒中に合併する腫々の症状や病態に対する対応を行います。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、患者・家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 再発が疑われる場合には、急性期の医療機関との連携などにより患者の病態を適切に評価します。
- 急性期及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画（リハビリテーションを含む。）を共有するなどして連携を図ります。

*1 メディカルコントロールに基づく適切な観察・判断・処置：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示または指導・助言等の

下に救急救命士等が実施する気管挿管等の医行為。

*2 t-PA による血栓溶解療法は、発症 4.5 時間以内の脳梗塞患者のうち広範な早期脳虚血性変化や頭蓋内出血等の禁忌項目に該当しない患者が対象。また、機械的血栓除去術は、原則として発症 6 時間以内の脳梗塞患者の一部が対象となる（参考：脳卒中治療ガイドライン 2015 追補 2017）。

(5) 維持期医療

(介護老人保健施設、介護保険によるリハビリテーションを行う医療機関等)

- 生活機能の維持・向上のためのリハビリテーション（訪問及び通所リハビリテーションを含む。）を実施し、在宅等への復帰及び日常生活の継続を支援します。
- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の適切な管理を行うとともに、誤嚥性肺炎の予防や抑うつ状態・認知症など、脳卒中に合併する腫々の症状や病態に対する対応を行います。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、患者・家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 合併症発症時や脳卒中の再発時には、患者の状態に応じた適切な医療を提供できる医療機関と連携して対応します。
- 回復期や急性期医療機関等と、診療情報や治療計画（リハビリテーションを含む。）を共有するなどして連携を図ります。
- 介護支援専門員を中心に介護保険関連施設、訪問看護ステーション、歯科診療所、薬局等と連携して見守りや在宅医療を行います。
また、介護支援専門員は要支援や軽度の要介護の時期からの再発防止や健康管理のため、訪問看護ステーションの活用を検討します。

(6) 新興感染症の発生時・まん延時における体制

- 感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用するための体制の構築を推進します。

4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)		現状値	目標 (R11)	現状値の出典 (策定時・見直し時の年次)
体制整備	急性期医療を担う医療機関数 (か所)		4	現状維持	北海道保健福祉部調査 急性期医療の公表医療機関 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
	回復期医療を担う医療機関数 (か所)		16	現状維持	北海道保健福祉部調査 回復期医療の公表医療機関 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関数		13		北海道保健福祉部調査 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
実施件数等	喫煙率 (%) (40 歳～74 歳)		26.8	現状より減少	NDB オープンデータより算出 (第 9 回 (令和 3 年度実績))
	特定健診受診率 (%)		33.1	現状より増加	特定健康診査・特定保健指導 実施結果集計表 [北海道国民 健康保険連合会] (令和 4 年)
	特定保健指導実施率 (%)		46.9	現状より増加	
住民の健康状態等	高血圧の改善 (40～74 歳) 収縮期血圧の平均値 mHg	男性	130.1	現状より減少	NDB オープンデータより算出 (第 9 回 (令和 3 年度実績))
		女性	125.2	現状より減少	
	脳血管疾患死亡率 (人口 10 万対)	男性	122.0	現状より減少	R 3 年度地域保健情報年報 (北海道保健福祉部健康安全局地域保健課) のデータをもとに算出
		女性	96.3		

* 「北海道健康増進計画」(令和 6 年度) と調和を図る指標の目標値については、維持・向上とする。

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(1) 予防対策の充実

- 道・市町・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を広く周知するとともに、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。
- 高血圧や糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早期に開始し、脳卒中の発症予防に努めます。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。

(2) 医療連携体制の充実

- 発症予防、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療の各期における、医療機関及び関係団体の取組みを推進します。
- 急性期から回復期、維持期まで切れ目なく適切な医療（リハビリテーションを含む。）が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実に努めます。
- 隣接する圏域から患者が当圏域の医療機関に受診していることから、その患者が安心して地域で医療を受けられるよう、必要に応じて地域医療構想調整会議等により圏域間での医療連携について協議します。

6 医療機関等の具体的名称

(1) 急性期医療

(急性期医療を担う医療機関の公表基準)

次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）

- ① 血液検査及び画像検査（CT、MRI、超音波検査等）
- ② 開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術かつ脳血管内手術
- ③ t-P Aによる血栓溶解療法

（医療機関名）

上記の公表基準を満たした医療機関（第6章別表参照 * 随時更新）

(2) 回復期医療

次の①②の両方満たす病院・診療所

- ① 脳血管疾患等のリハビリテーション料の保険診療に係る届出をしていること
- ② 脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能であること

（医療機関名）

上記の公表基準を満たした医療機関（第6章別表参照 * 随時更新）

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

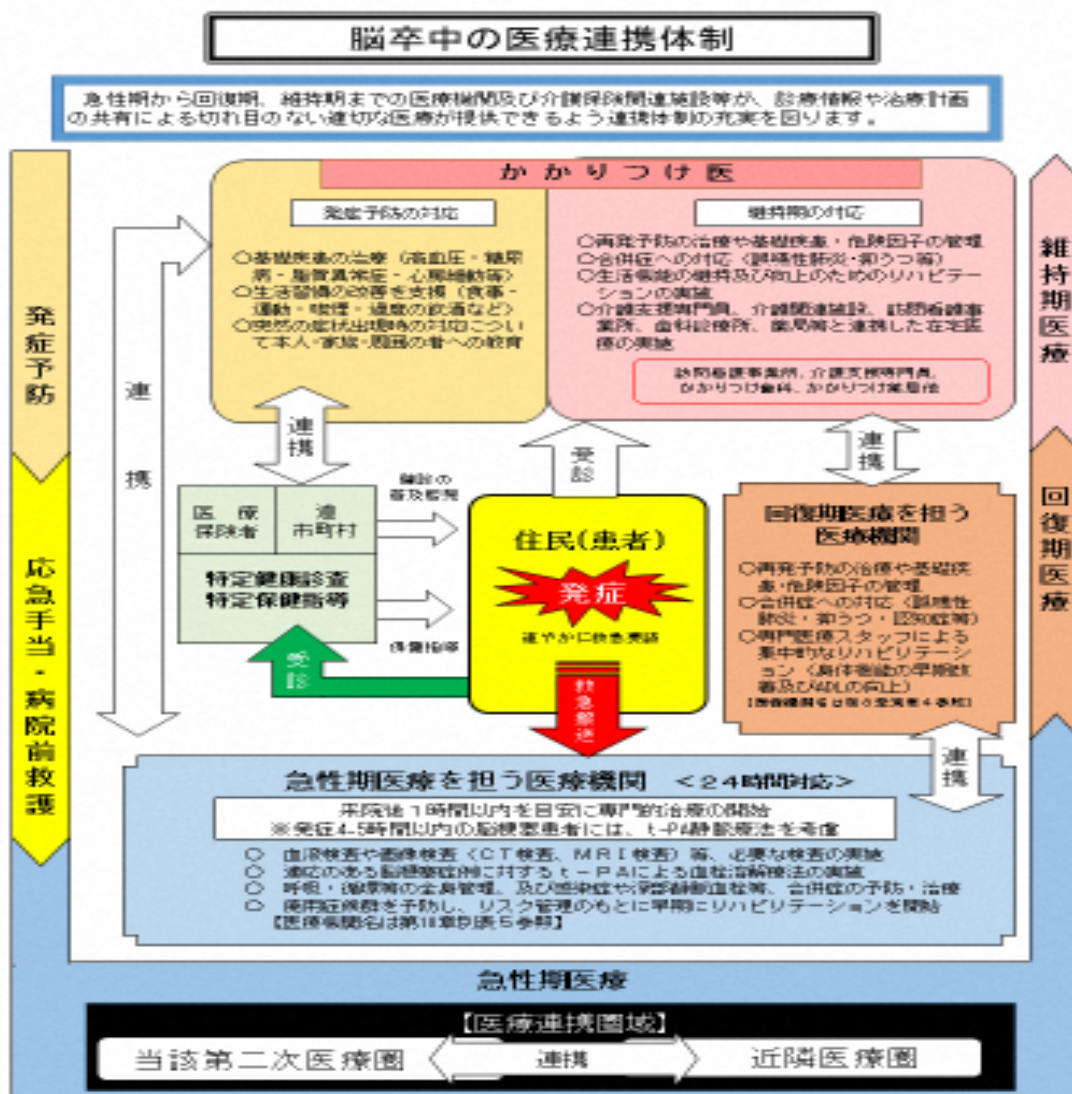
- 脳卒中の後遺症に関連する口腔機能低下や口腔衛生状態の悪化は、摂食嚥下障害、咀嚼障害及び構音障害につながり、更には誤嚥性肺炎の発症リスクとなります。
- 脳卒中発症者における誤嚥性肺炎等を予防するため、病院歯科を含む地域の歯科医療機関が、多職種によるケアカンファレンス等を活用し、急性期等の入院期間から在宅療養に至るまでの適切な歯科治療、歯科専門職による口腔衛生管理及び口腔機能訓練の提供に努めます。

8 薬局の役割

- 脳卒中の発症予防や再発予防のためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。
- 在宅療養中の脳卒中患者に対しては、薬局において、医療機関や訪問看護事業所等と連携し、薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導などを行うとともに、在宅療養で必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 脳卒中患者の療養生活を支援するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。
- 脳卒中の回復期及び維持期にある在宅療養者及びその支援者に対して、心身の状態や障がいに合わせて在宅療養の技術的支援や精神的支援を行うとともに、再発予防に向けた基礎疾患・危険因子の管理や生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、日常生活の再構築を支援します。
- 在宅療養中の脳卒中患者の再発等の急変時について、平常時から緊急時の連絡体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族等患者の周囲にいる者と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。



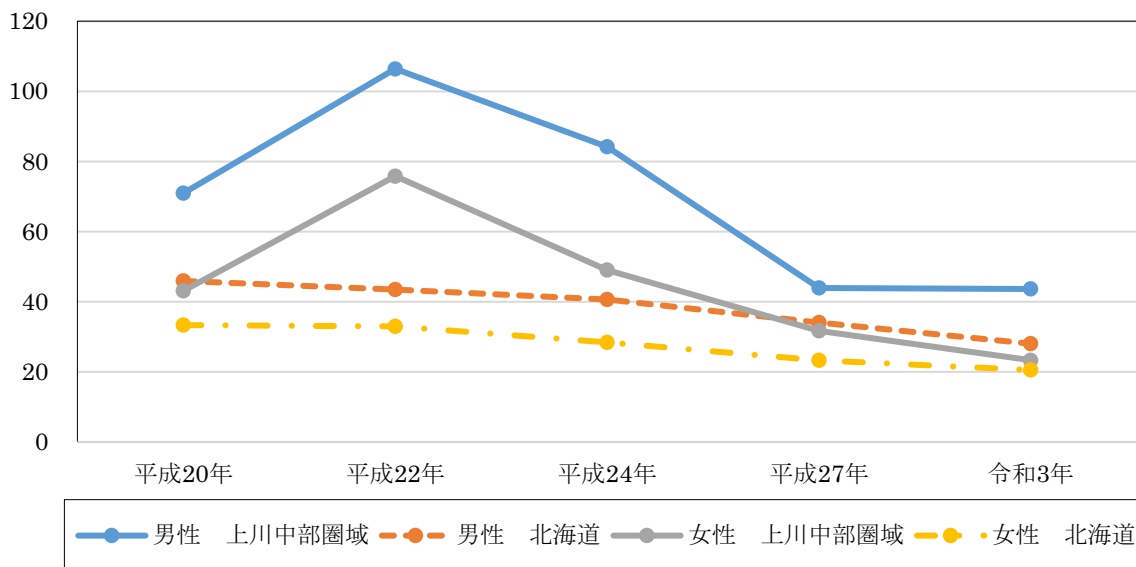
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

1 現状

(1) 死亡の状況*1

- 上川中部圏域では、令和3年に922人が心疾患を原因として死亡しており、死亡数全体の16.6%（全道14.2%）を占め、死因の第2位となっています。
- その内訳は、多い順から心不全39.0%（全道46.0%）、その他の虚血性心疾患27.5%（全道14.1%）、急性心筋梗塞13.6%（全道12.7%）です。
- 急性心筋梗塞の死亡率（人口10万対）は、直近では、男女ともに全道より高く、男性は43.6（全道28.0）、女性23.3（全道20.5）となっています。

【急性心筋梗塞 死亡率（人口10万対）】



		平成20年	平成22年	平成24年	平成27年	令和3年
男性	上川中部圏域	70.9	106.4	84.2	43.9	43.6
	北海道	45.9	43.4	40.6	34.0	28.0
女性	上川中部圏域	43.1	75.8	49.0	31.7	23.3
	北海道	33.3	32.9	28.4	23.3	20.5

(2) 健康診断の受診状況

- 急性心筋梗塞の発症を予防するためには、定期的な健診の受診により高血圧、脂質異常症、糖尿病等の危険因子を早期に発見し、治療することが重要ですが、令和4年度の上川中部圏域の特定健康診査の受診率は33.1%で、平成29年（27.1%）より向上しており、全道（29.7%）と比較すると、高い状況です。*2
- 令和4年度特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者*3の割合は20.3%（全道20.3%）、内臓脂肪症候群予備群*4の割合は、10.2%（全道11.0%）となっています。

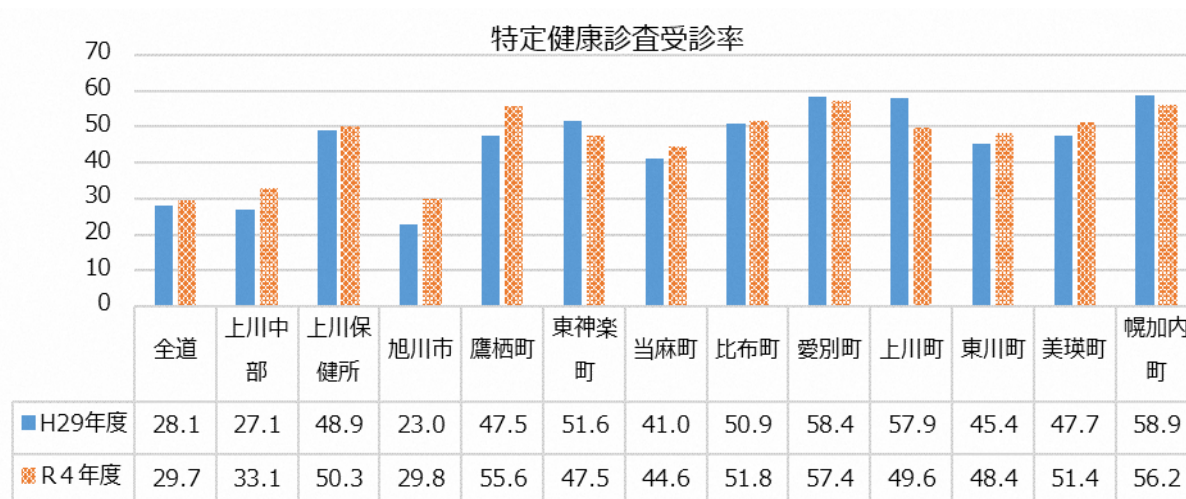
*1 地域保健情報年報（令和4年度のデータをもとに算出）

*2 特定健診特定保健指導実施結果集計表（令和3年度法定報告速報値）

*3 内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により測定）に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、2つ以上に該当する者

*4 内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により測定）に加え、血中脂質、血圧、血糖基準のうち、1つに該当する者

【令和4年度特定健康診査受診率】



(3) 入院及び外来自給率について*1

上川中部圏域における心疾患の圏域内自給率は、入院 97.3%、外来 98.4%と高い割合となっており、ほぼ圏域内で医療を完結しています。

(4) 医療機関の状況

(急性期医療を担う医療機関について)

- ①放射線等機器検査、②臨床検査、③経皮的冠動脈形成術の全てが、24 時間対応可能である急性期医療を担う公表医療機関は、6 か所（輪番制を含む）となっています。*2
- 冠疾患専用集中治療室（CCU）を有する病院は、3 か所です。*3
- 開心術及び大動脈瘤手術が可能な医療機関は2 か所です。*4

(回復期医療を担う医療機関について)

- 「心大血管疾患リハビリテーションⅠ」又は「Ⅱ」の保険診療に係る届出医療機関（令和5年4月1日現在）は、7 か所です。*2

2 課題

(疾病の発症予防)

- 特定健康診査の意義を広く周知するとともに、心血管疾患の危険因子である高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早期に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めることが必要です。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進するなど、受動喫煙防止対策の強化が必要です。

(医療連携体制の充実)

- 患者の受療動向を踏まえて、急性期における専門的治療を速やかに受けることができるよう、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連携体制の充実・強化が必要です。
- 急性期から維持期までの病期に応じて、一貫したリハビリテーションが受けられるよう関係機関の連携体制の充実が必要です。
- デジタル技術の活用により、効率的な医療機関間や地域間連携を進め、医療が継続して実施される体制を推進することが必要です。

*1 北海道国民健康保険・退職者国保、後期高齢者医療制度レセプトデータ（令和4年度）

*2 保健福祉部健康安全局「医療機関の公表調査結果」（令和5年4月1日現在）

*3 北海道上川保健所調（北海道厚生局届出数）

*4 北海道医療機能情報公表システム（令和5年4月現在）

(在宅療養が可能な体制)

再発及び合併症を予防するための治療や基礎疾患の管理、再発時の対応方法について、地域の医療機関と専門的医療機関との連携体制の充実が必要です。

3 必要な医療機能**(1) 発症予防****(かかりつけ医)**

- 高血圧、脂質異常症、糖尿病等の基礎疾患に対する治療や喫煙、ストレス等の生活習慣の改善を促し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症を予防します。
- 急性心筋梗塞を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。

(2) 応急手当・病院前救護**(本人及び家族等周囲にいる者)**

- 発症後、速やかに救急要請を行います。
- 心肺停止が疑われるものに対して、AEDの使用を含めた救急蘇生法等の適切な処置を行います。

(消防機関と急性期医療を担う医療機関の連携)

- 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送します。
- メディカルコントロールに基づく適切な観察・判断・処置を行います。

(3) 急性期医療**(救命救急センター及びCCUを有する医療機関、急性期医療を担う医療機関)**

- 来院後、速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的な治療を開始します。
- 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる者の初期治療に必要な検査及び処置、専門的な診療について、24時間対応可能な体制を維持します。
- 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理やポンプ失調などの合併症治療を行います。
- 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能、又は外科的治療が可能な施設との連携体制の構築を図ります。
- 慢性心不全の急性増悪時に、状態の安定化に必要な内科的治療を行います。
- 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を予防し、多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを実施します。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 回復期の医療機関やかかりつけ医と診療情報や治療計画を共有するなどして連携を図ります。また、再発予防のため、定期的に専門検査を実施します。

(4) 回復期医療**(内科、循環器科または心臓血管外科を有する病院・診療所)**

- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等への対応などを行います。
- 入院又は通院により、合併症や再発の予防、在宅復帰のための心血管疾患リハビリテーションを実施します。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 救急処置が可能な医療機関と連携し、合併症併発時や再発時などの緊急時に対応できる医療体制を維持します。
- 急性期及び在宅医療を担う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携を図りま

す。

- デジタル技術の活用により、急性期から一貫した医療を継続できる体制の推進を図ります。

(5) 維持期医療

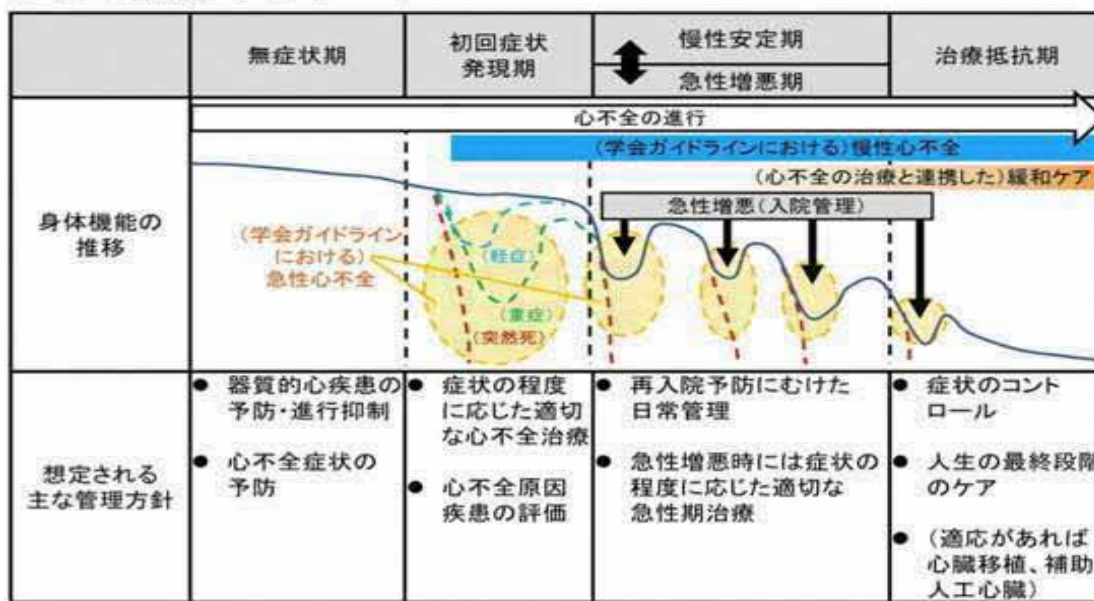
(かかりつけ医)

- 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等への対応を行います。
- 再発予防に必要な知識や再発を疑う症状出現時の対応について、本人及び家族等周囲にいる者に対する教育・啓発を行います。
- 救急処置が可能な医療機関と連携し、合併症併発時や再発時などの緊急時に対応できる医療体制とします。
- 急性期の医療機関・介護保険関連施設等と診療情報や治療計画等を共有し、再発予防のための定期的な専門的検査や合併症併発時・再発時の対応を含めた連携を図ります。
- 在宅での運動療法や再発予防のための疾病管理について、医療機関や訪問看護ステーション、かかりつけ薬局、歯科診療所等が連携して支援します。

(6) 緩和ケア

- 治療の初期段階から状態に応じた適切な緩和ケアが提供されるよう、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）による個人の意思決定を支援します。

心不全の臨床経過のイメージ



* 厚生労働省「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方について」(平成 29 年 7 月)

4 数値目標等

指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（R11）	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）	
体制整備	急性期医療を担う医療機関数（か所）	6	現状維持	北海道保健福祉部調査 急性期医療の公表医療機関 （令和5年4月1日現在）	
	心大血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関数（か所）	7	現状より増加	診療報酬施設基準〔厚生労働省〕 （令和5年4月1日現在）	
	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関数（か所）	1	現状より増加	北海道保健福祉部調査 （令和5年4月1日現在）	
実施件数等	喫煙率（％）（40歳～74歳）	26.8	現状より減少	NDB オープンデータより算出 （第9回（令和3年度実績））	
	特定健康診受診率（％）	33.1	現状より増加	特定健康診査・特定保健指導実施結果集計表〔北海道国民健康保険連合会〕（令和4年）	
	特定保健指導実施率（％）	46.9	現状より増加		
住民の健康状態等	高血圧の改善（40～74歳） 収縮期血圧の平均値 mHg	男性	130.1	現状より減少 現状より減少	NDB オープンデータより算出 （第9回（令和3年度実績））
		女性	125.2		
	急性心筋梗塞死亡率 （人口10万対）	男性	43.6	現状より減少	
		女性	23.3		

* 「北海道健康増進計画」（令和6年）と調和を図る指標の目標値については、維持・向上とする。

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(1) 予防対策の充実

- 道・市町・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を広く周知するとともに、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。
- 高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早期に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めます。
- 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。

(2) 医療連携体制の充実

- 発症予防、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療の各期における医療機関及び関係団体の取組みを促進します。
- 急性期から回復期、発症再発予防まで切れ目なく適切な医療が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実に努めます。
- 隣接する圏域から患者が当圏域の医療機関に受診していることから、その患者が安心して地域で医療を受けられるよう、必要に応じて地域医療構想調整会議等により圏域間での医療連携について協議します。

(3) 疾病管理・再発予防

- 慢性心不全患者に対しては、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む多職種による多面的・包括的なリハビリテー

ションを実施します。

- 慢性心不全患者の管理に当たっては、関係者間で心不全の概念を共有することが重要であることから、患者やその家族、心血管疾患を専門としない医療従事者や介護関係者等への正しい知識の普及に努めます。

6 医療機関等の具体的名称

(心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関の公表基準)

次の①～③が 24 時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所

- ① 放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等）
- ② 臨床検査（血清マーカー等）
- ③ 経皮的冠動脈形成術の治療
- ④ 冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
- ⑤ 冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

(医療機関名)

上記の公表基準を満たした医療機関（第6章別表参照 * 随時更新）

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

慢性心不全患者においては、口腔衛生及び口腔機能の維持・管理を行い、誤嚥性肺炎や低栄養を予防することが重要であることから、地域の循環器科等の医療機関と連携した療養支援体制の充実に努めます。

8 薬局の役割

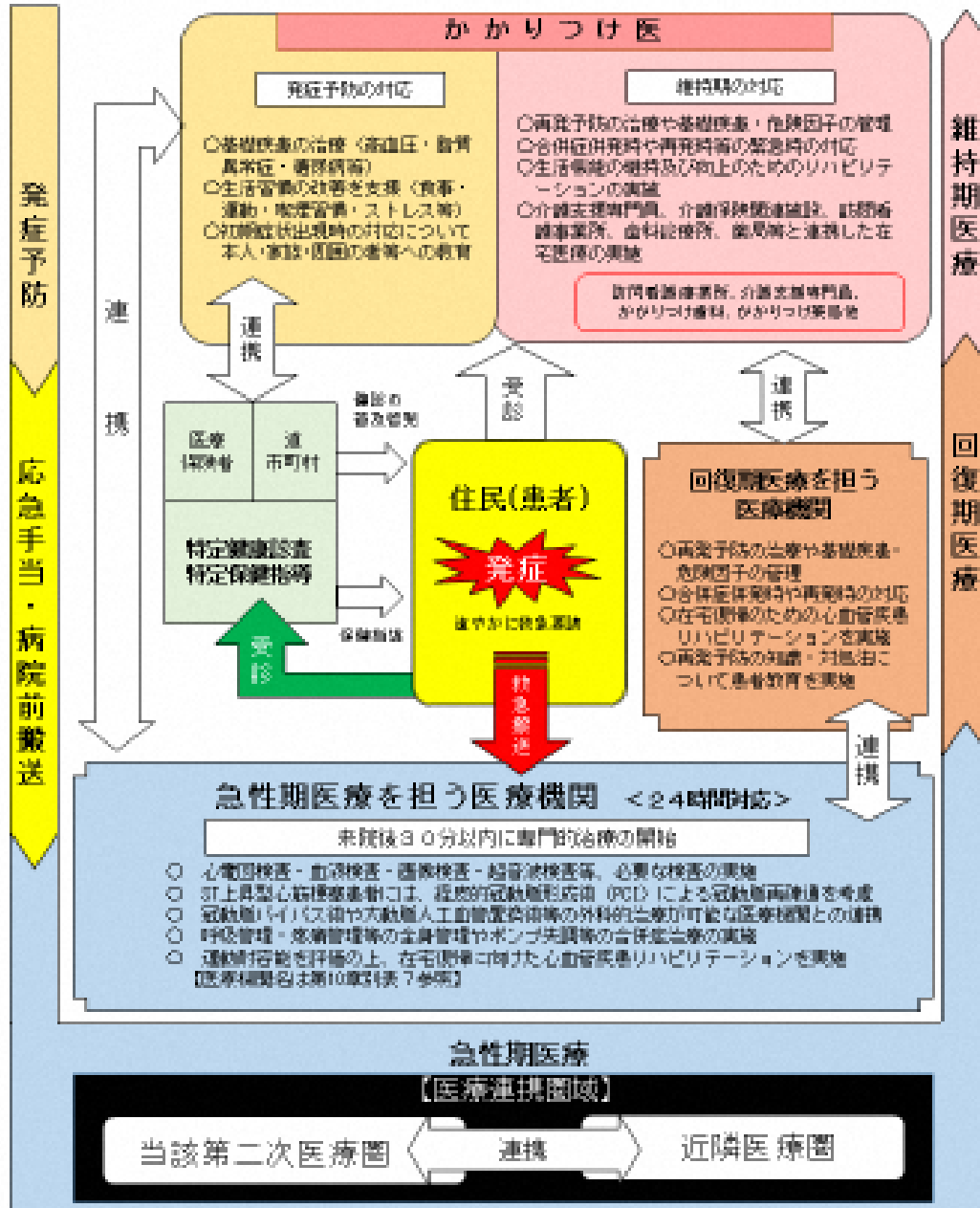
- 急性心筋梗塞の発症や再発予防のためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。
- 在宅患者に対しては、薬局において、医療機関や訪問看護事業所等と連携し、薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導等を行うとともに、在宅療養で必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 心疾患患者の療養生活を支援するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。
- 在宅での療養生活を継続する患者に対して、心疾患の治療及びその治療に伴う諸症状に適切な看護を提供するとともに、再発予防に向けた基礎疾患・危険因子の管理や生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを多機関・多職種と連携して実施します。
- 在宅での療養生活を継続する慢性心不全患者に対して、心不全増悪予防のための疾病管理や治療に伴う諸症状・全人的苦痛の緩和など適切な看護を提供しつつ、適切な療養行動を維持できるよう患者及びその家族を支援し、生活の質（QOL）の向上を目指します。
また、運動耐容能の改善を目的とした運動療法やカウンセリング等、多職種と連携し、療養生活を支援します。
- 在宅療養中の心筋梗塞等の心血管疾患患者の再発等の急変時について、平時から緊急時の連絡体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族等患者の周囲にいる者と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。

心血管疾患の医療連携体制

急性期から回復期、維持期までの医療機関及び介護保険関連施設等が、診療情報や治療計画の共有による切れ目のない適切な医療が提供できるよう連携体制の充実を図ります。



第4節 糖尿病の医療連携体制

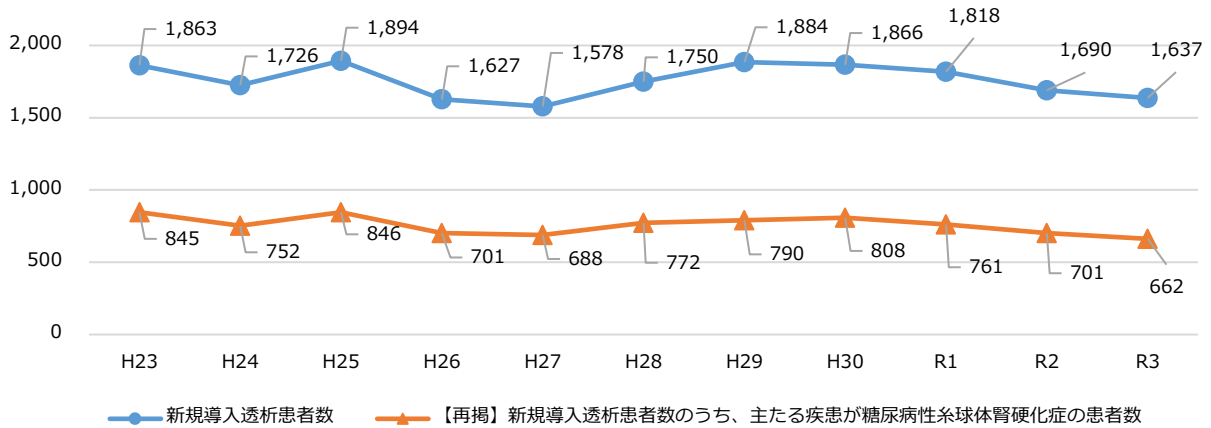
1 現状

(1) 糖尿病性腎症による透析患者数

- 北海道の糖尿病性腎症による新規導入透析患者数（令和3年）は662人で、新規導入透析患者数の40.4%（全国40.2%）を占めています。
- また、糖尿病性腎症の年末透析患者数（令和3年）は6,109人で、年末透析患者数全体の40.4%（全国39.6%）を占めています。^{*1}

【新規導入透析患者数の推移（全道）】

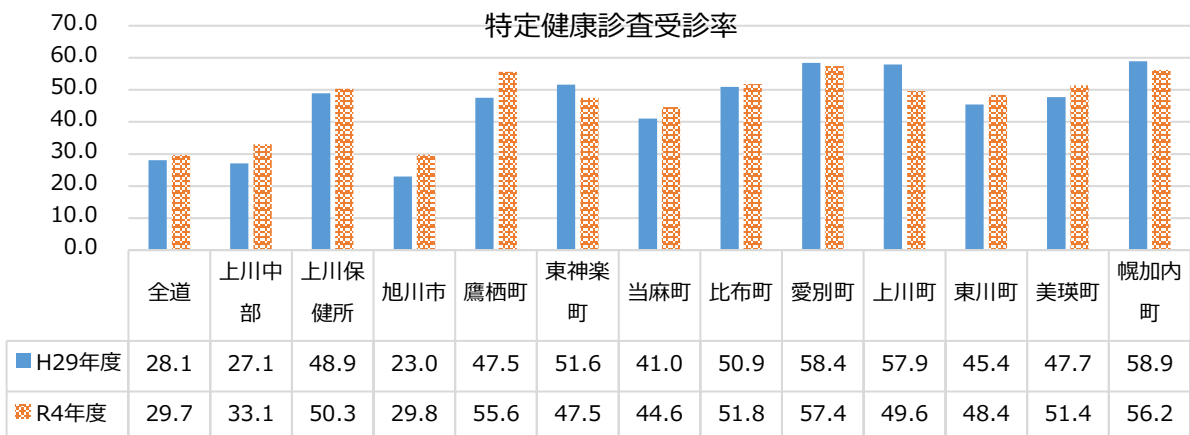
（単位：人）



(2) 健康診断の受診状況

- 糖尿病は自覚症状がないまま進行するため、定期的な健診の受診による早期発見、治療することが重要ですが、令和4年度の上川中部圏域における特定健康診査の受診率は33.1%で、全道の29.7%と比較して少し高い状況ですが、全国（37.5%）と比較すると低い状況です。
- また、令和4年度特定健康診査における内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者の割合は、20.3%（全道20.3%）、内臓脂肪症候群予備群の割合は、10.2%（全道11.0%）となっています。^{*2}
- 令和3年度特定健診結果のHbA1c^{*3}値では、「6.5%以上（受診勧奨判定値）」該当者は、4,385人（7.7%）であり、「5.6%以上6.5%未満（保健指導判定値）」該当者は、23,136人（40.8%）でした。健診受診者の約4割の方が、医療や保健指導を要する状態であると判定されています。^{*4}

【令和4年度特定健康診査受診率】



*1 社団法人日本透析医学会/統計調査委員会「わが国の慢性透析療法の現況」（令和3年）

*2 特定健診特定保健指導実施結果集計表（令和4年度法定報告速報値）

*3 HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）（NGSP値）：過去1～3ヶ月の血糖値を反映した血糖値のコントロール指標。

*4 厚生労働省「第9回NDBオープンデータ」（令和3年）

(3) 医療機関への受診状況

令和4年の患者受療動向調査によると、上川中部圏域における糖尿病の入院受給率は、97.53%と高く、上川北部や富良野、北空知等の地域からの患者の流入に対応しています。

(4) 医療機関の状況

(糖尿病医療機能を担う公表医療機関について)

- 「インスリン療法を行うことができる」、「糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができる」、「糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる」のいずれかに該当する公表医療機関は、66か所です。^{*1}
- 「糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できる」、「医療機能が異なる医療機関（診療科）と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる」の両方を満たす公表医療機関（眼科）は、16か所です。^{*1}
- 公表医療機関を対象とした調査で回答のあった医療機関のうち、「教育入院を実施している」と回答した医療機関は13か所（病院10か所、診療所3か所）です。^{*2}

2 課題

(1) 発症予防

- 糖尿病は自覚症状がなく進行する病気であることから、定期的な健診受診が必要であることを道・市町・医療保険者が連携して広く住民に周知するとともに、適切な食生活及び運動習慣により予防や改善ができることの普及啓発が必要です。
- 医療保険者等と連携し、糖尿病の発症リスクがある者に対して、保健指導や医療機関の受診勧奨、健診後の医療機関受診状況等に係るフォローアップ等、予防と医療が連携して、生活習慣の改善が図られるよう支援が必要です。

(2) 重症化予防等

- 治療中断者の減少や早期からの適切な指導・治療を行うために、未受診者や治療中断者への受診勧奨、治療と仕事の両立に向けた取組を多施設・多職種が連携して行うことが必要です。
- 未治療者への受診勧奨や糖尿病患者の継続した疾病管理、合併症予防を推進できるよう、かかりつけ医と専門医療機関、歯科診療所及び医療保険者等による連携体制の整備が必要です。

3 必要な医療機能

(1) 予防（糖尿病発症のリスク低減、特定健康診査・特定保健指導、健診後の受診勧奨）

- 医療機関は、健診後の受診勧奨等により受診した者に対し、適切な検査や糖尿病発症予防のための指導を行います。
- 医療保険者は、特定健康診査・特定保健指導を実施し、糖尿病の発症リスクがある者に対して、受診を勧めます。
- 道、医療保険者は、適切な食生活及び運動習慣により予防や改善ができることの普及啓発を行います。

* 1 保健福祉部調査（令和5年）

* 2 糖尿病治療における地域医療連携状況調査（令和4年）

(2) 初期・安定期治療**(糖尿病の診断及び生活習慣の改善、良好な血糖管理を目指した治療)**

- 75gOGTT*¹、HbA1c など糖尿病の評価に必要な検査を行います。
- 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖管理を行います。
- シックデイ*²や低血糖時の対応について事前に十分な指導を行います。
- 訪問看護事業所、歯科診療所、薬局、介護支援専門員等と連携した在宅医療を行います。

(3) 専門的治療**(血糖コントロール不可例の治療、職種連携によるチーム医療の実施)**

- 各専門職のチーム（管理栄養士、保健師、看護師、薬剤師等）による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む。）を行います。
- 75gOGTT、HbA1c、インスリン分泌能、合併症の検査など糖尿病の評価に必要な検査を行います。
- 糖尿病患者の妊娠への対応について事前に十分な指導を行います。

(4) 急性合併症治療**(高血糖緊急症の治療)**

糖尿病性ケトアシドーシスや高浸透圧高血糖状態などの急性合併症の治療を 24 時間体制で実施します。

(5) 慢性合併症治療**(慢性合併症の専門的な治療、発症予防・重症化予防のための検査・指導の実施)**

糖尿病の慢性合併症（糖尿病性腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害等）に係る専門的な検査や治療を行います。

(6) 他疾患治療中の血糖管理**(他疾患の治療のために入院中の患者の血糖管理を行うための体制整備)**

- 専門的な経験を持つ医師を含め、各専門職種による、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた集中的な血糖管理を実施します。
- 糖尿病の初期・安定期治療を行う医療機関、専門的治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携します。

(7) 医療機能が異なる医療機関との連携や地域との連携**(かかりつけ医と専門医療を担う医療機関等との連携)**

かかりつけ医と専門医療を担う医療機関等との間で、診療情報や治療計画を共有するなどして連携を図ります。

(医療機関と市町・保険者の連携)

医療機関は、地域で予防・健康づくりの取組を行う保健師や管理栄養士等と連携・協力することにより、糖尿病の発症予防の取組と連携した医療を行います。

(8) 感染症流行時等への対応

- 感染症流行時等の非常時においても、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備を進めます。
- 多施設・他職種による発症予防・重症化予防のための介入を継続できる体制整備を進めます。

* 1 75gOGTT (Oral glucose tolerance test (経口ブドウ糖負荷試験)) : 75g のブドウ糖水溶液を投与し、その後の糖の処理能力を調べることやインスリン分泌能を確認するための検査方法の一つ。

* 2 シックデイ : 糖尿病患者が感染症に罹患し、発熱、下痢、嘔吐又は食欲不振によって食事ができないとき。体調不良によって糖尿病が悪化しやすい状態となる。

4 数値目標等

指標区分	指標名 (単位)		現状値	目標 (R11)	現状値の出典
体制整備	特定健診受診率 (%)		33.1	現状より増加	特定健康診査・特定保健指導実施結果集計表〔北海道国民健康保険連合会〕(令和4年)
	特定保健指導実施率 (%)		46.9	現状より増加	
実施件数等	糖尿病治療継続者の割合 (20歳以上) *		63.3 (全道値)	現状より増加	健康づくり道民調査 (令和4年)
	旭川地区糖尿病地域連携クリティカルパスに登録している医療機関数 (か所)		87	現状より増加	旭川地区糖尿病地域連携協議会登録数 (令和5年)
住民の健康状態等	HbA1c 値が 6.5%以上の者の割合 (40~74歳)	男性	10.2	現状より減少	NDB オープンデータ〔厚生労働省〕(令和3年)
		女性	5.1		
	糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数 (人) *		662 (全道値)	現状より減少	日本透析医学会調べ「わが国の慢性透析療法の現況」(令和3年度)

* 「北海道健康増進計画」(令和6年度~令和18年度)と調和を図る指標の目標値については、令和19年度も維持・向上とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(1) 発症予防対策の充実

- 道・市町・医療保険者・医療機関が連携して、特定健康診査の意義を広く周知するとともに、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。
- 道・市町・医療保険者が連携して、適切な食生活及び運動習慣により糖尿病の発症予防や改善ができることの普及啓発を行います。
- 糖尿病の発症リスクがある者に対しては、医療保険者等と連携して特定保健指導や医療機関の受診勧奨を実施し、生活習慣の改善が図られるよう支援します。

(2) 重症化予防等に係る取組の推進

- 発症予防、初期・安定期治療、専門的治療、急性期合併症治療、慢性合併症治療の医療機能における医療機関及び関係団体の取組を促進します。
- 道、市町及び医療保険者、医療機関等は、糖尿病患者に対して継続治療の必要性等を啓発し、病状の悪化や合併症予防に努めます。
旭川市と管内9町、医師会等による「旭川圏糖尿病性腎症重症化予防協議会」において策定した「旭川圏糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を活用するなど、糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、医療機関、医療保険者が連携して適切な治療や保健指導を行うことにより重症化予防に努めます。
- 「旭川地区糖尿病地域連携協議会」が中心となり、発症予防から専門的治療・慢性合併症治療まで切れ目なく適切な医療が提供できるよう、「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)等を用いた地域連携クリティカルパスや「たいせつ安心 i 医療ネット」など ICT を活用した患者情報共有ネットワークの活用を推進します。また、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた診療科間及び多職種による連携体制の充実に努めます。

6 医療機関等の具体的名称

(糖尿病医療を担う医療機関の公表基準)

北海道医療機能情報公表システムに基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①~③の項目のいずれかに該当する医療機関

- ① インスリン療法を行うことができること
- ② 糖尿病患者教育(食事療法・運動療法・自己血糖測定)を行うことができること

③ 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること

〔眼科〕

ア 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できる

イ 医療機能が異なる医療機関（診療科）と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる

（医療機関名）

上記に定める公表基準を満たした医療機関（第6章別表参照 * 随時更新）

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 歯周病と糖尿病は相互に影響を及ぼし、歯周病治療で血糖値が改善すると示唆されていることから、医療機関と連携し、適切な歯科医療の提供に努めます。

また、糖尿病合併症予防に当たっては、口腔機能及び口腔衛生の維持・管理が重要であることから、糖尿病患者の教育入院や糖尿病教室を実施する医療機関において、歯科医療従事者が歯科保健指導や歯科健康教育を行うなど、医科歯科連携による療養支援体制の構築を目指します。

- 難治性の歯周病患者に対し、糖尿病に伴う易感染状態を疑い、糖尿病・内分泌専門医療を担う適切な医療機関へ紹介するよう努めます。

8 薬局の役割

- 糖尿病の治療継続や重症化の防止のためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬等を行うことが重要であることから、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、おくすり手帳を活用し、患者への適切な服薬指導などに努めます。

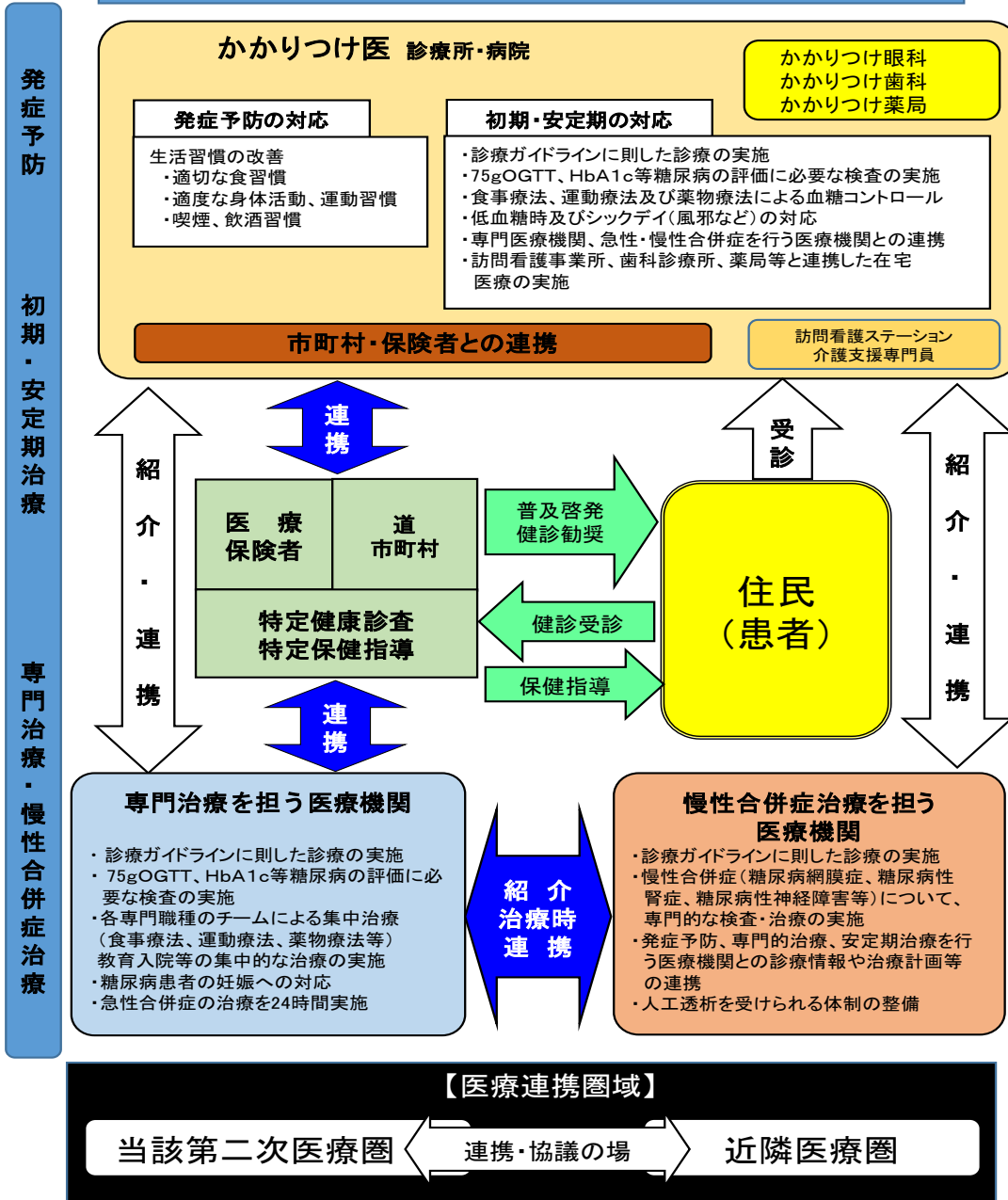
- 在宅患者に対しては、薬局において、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し、薬学的管理の下、訪問による患者への適切な服薬指導等を行うとともに、在宅医療に必要な医薬品や医療・衛生材料等の供給に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 糖尿病及び合併症の治療やそれに伴う諸症状について、セルフコントロールを含め適切な療養行動を維持できるよう患者・家族を支援し、生活の質の向上に努めます。
- 糖尿病の重症化予防や口腔ケア・フットケアなどによる合併症の予防・早期発見に努めるとともに、低血糖等の急性増悪時の対応について、患者・家族及び支援関係者と平常時から連携します。

糖尿病の医療連携体制

発症予防から安定期、慢性合併症等に応じた適切な医療を提供するため、診療情報や治療計画の共有に努めます。



第5節 精神疾患の医療連携体制

1 現状

- 上川中部圏域における保健所把握精神障がい者数は、令和4年度末現在で1万1,687人となっています。
- 主な病類別では、「気分（感情）障害」が3,722人や「統合失調症」が3,211人と全道と同様に多くなっています。

【保健所把握精神障がい者数（主な病類別）】

（単位：人）

	全 道	上川中部圏域
障がい者総数	196,305	11,687
率（人口千対）	38.38	31.27
病状性を含む脳器質性精神障害	28,511	1,304
精神作用物質による精神及び行動の障害	5,208	253
統合失調症	43,657	3,211
気分（感情）障害	71,510	3,722
神経症性障害	14,486	1,006
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	520	31
成人の人格及び行動の障害	783	38
知的障害	2,921	188
心理的発達の障害	7,810	428
小児期及び青年期の行動及び情緒障害、特定不能の精神障害	4,715	262
てんかん	12,803	715
その他	3,381	529

* 北海道保健福祉部「北海道保健所把握精神障害者状況」（令和5年3月31日現在）

- 上川中部圏域の精神科を標ぼうする病院や診療所数は24か所となっており、そのほとんどが旭川市に所在しているなど、医療資源に地域偏在が見られます。

	精神科を標ぼうする病院数	精神科を標ぼうする診療所数
全 道	167	211
上川中部圏域	10	14
上川保健所	1	1
旭 川 市	9	13

* 北海道保健福祉部「医療機関名簿」（令和5年4月1日現在）

- 精神疾患は症状が多彩で自覚しにくい場合があることや、疾患や医療機関に関する情報が得にくいことなどから、精神科医療機関への早期のアクセスが難しい場合があります。
- 住民からの「精神保健福祉相談」の実施状況を相談機関別に見ると、保健所に比べ、より身近な市町村で相談を受ける者の割合が高くなっています。
- 上川中部圏域においては、医療資源の地域偏在や広域かつ積雪寒冷といった特性により定期的な通院が困難な場合が見られます。

- 精神科訪問看護は、3か所の病院で提供されています。

【精神科訪問看護を提供する病院数（令和2年）】

区 分	全 道	上川中部圏域
精神科訪問看護を提供する病院数	55	3
精神科訪問看護を提供する診療所数	19	0

* 厚生労働省「医療施設調査」

- 本道において、精神科訪問看護を実施した訪問看護事業所数*は、令和4年6月には191か所であり、近年増加傾向にあります。

* 厚生労働省「精神保健福祉資料」 令和4年6月中に精神科訪問看護基本療養費ⅠⅢⅣを算定した施設数

- 道が実施した「北海道在院患者調査」によると、地域移行・地域定着が進まない要因として「退院後の住居の確保」、「家族の協力が得られない」等が挙げられています。
- 「入院後1年時点の退院率」については全国平均の87.7%に対し、北海道は85.2%と下回っており、「新規入院患者の平均在院日数」についても全国平均の110.3日に対し、北海道は116.3日と長くなっています。

区 分	北海道	全国平均
入院後1年時点の退院率（令和元年）	85.2%	87.7%
新規入院患者の平均在院日数（令和2年）	116.3日	110.3日

* 厚生労働省「精神保健福祉資料」

【統合失調症】

- 治療抵抗性統合失調症治療薬を精神病床の入院で使用した医療機関数は、令和2年度精神保健福祉資料によると道内23か所で、入院患者数は92人となっています。
- また、閉鎖循環式全身麻酔の精神科電気痙攣療法（mECT）を実施した病院数（統合失調症に限らない。）は、令和2年度精神保健福祉資料によると32か所となっています。
- 精神科病院に入院している者の退院の促進や地域定着のための支援を推進するため、精神障がい者地域生活支援事業を活用し、行政、病院、相談支援事業所等の地域関係者と地域の課題や取組について協議しています。

【うつ病・躁うつ病】

- うつ病は身体症状が出ることも多く、精神科を受診する前に内科等のかかりつけ医を受診していることが多くなっています。
- 薬物療法や作業療法と並ぶ治療法の一つである認知行動療法の実施医療機関は、北海道厚生局における施設基準等届出受理数によると、令和5年9月1日現在で道内53か所となっています。
- また、mECTを実施した病院数（うつ病・躁うつ病に限らない。）は、令和2年度精神保健福祉資料によると32か所となっています。

【認知症】

- 令和5年（2023年）6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることや、国民の認知症に対する正しい知識や理解を深めること等が基本理念として定められています。これらの基本理念を踏まえ、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれており、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」の有病率を道内の高齢者人口にあてはめた場合、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には約35～42万人になると推計され、上川中部圏域は約2万8千～3万3千人になると推計されます。

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人のにとって身近なものとなっていることから、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を進めていくことが求められています。
- 認知症に関する鑑別診断や専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」は上川中部圏域では2ヶ所に指定し、早期診断や地域の介護関係機関等との連携を推進しています。
- 認知症により行方不明になる高齢者等をいち早く発見・保護し、再発防止を行うため、警察や行政、高齢介護支援関係機関等で構成する「旭川地域SOS“やまびこ”ネットワーク」を活用し、認知症の方とその家族が安心して暮らせる地域を目指しています。また、毎年、構成機関との連絡会議を行い、ネットワークの維持・強化に努めています。

【児童・思春期精神疾患】

- 道では、児童・思春期精神科入院医療管理料を算定された精神病床を持つ病院が存在しないなど、子どもの心の診療を担う医師や医療機関が限られており、心の問題を持つ子どもとその家族が身近な地域で専門的診療が受けられる体制が不足しています。
- 児童・思春期の精神疾患については、小児科医を受診することも多くなっています。

【発達障がい】

- 発達障がいは、早期に療育を開始し、基本的な生活習慣の習得等に配慮する必要があるが、成人期になってから発達障がいがあると診断された者については、児童・思春期に必要な療育や支援を受けた経験がない、あるいはこれまでに適切な医療にアクセスできていないといったことから、対人関係の問題など日常生活及び社会生活を送る上で、困難を抱えている場合があります。
- 日常生活や職業での困難が発達障がいによるものであると気付かれず、必要な福祉支援や医療支援を受けられずにいる場合が少なくありません。
- 国の報告によると、発達障がいの診断に係る初診待機が長期化しているとの指摘があり、本道においても初診待機が生じている医療機関があります。

【依存症】

- アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症については、地域に専門医療機関や自助グループがあることを知らずに、支援につながっていない方が多くいることが予測されます。
- 道では、令和3年3月に策定した「第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画」や令和5年3月に策定した「第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定する等の取組を進めています。

【外傷後ストレス障害（PTSD）】

PTSDは、災害・犯罪・事故等により被害を受けた被災者や被害者、その遺族等が、身体被害の有無に関わらず、精神的被害を受けることが原因となって発症するものであり、持続的な重い精神的後遺症が残ることもあります。

【高次脳機能障がい】

- 高次脳機能障がいは、病気（脳血管疾患、低酸素脳症、脳腫瘍等）や交通事故などによる脳外傷等の要因により脳に損傷をきたしたために生じる記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害を指します。高次脳機能障がいは外見では分かりにくく、本人や周囲の者が障がいを認識しづらい場合が多いことなどから、適切な医療や支援を受けにくい場合があります。
- 上川中部圏域においては、平成23年度に設置した「上川中部高次脳機能障がいネットワーク会議」を毎年開催し、行政、医療、保健、福祉の関係機関、当事者団体等と地域における支援上の課題や関係機関の役割の明確化、事例報告等による支援技術の向上を図っています。

【摂食障害】

摂食障害は、潜在患者は多いものと推定されているにもかかわらず、専門的な医療につながるまでに長期間が経過することによって、重症化してしまうことも少なくありません。

【てんかん】

- てんかんの有病率は、約 0.8%と推定されており、発達期だけではなく、老年期にも発症し、認知症等と合併することも知られています。
- てんかんは、小児科、神経内科、脳神経外科など、精神科以外の診療科でも多くの患者が受診しています。
- 道では、関係機関との連携・調整を図り、関係機関の医師等への助言や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を行い、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施するため、令和元年12月にてんかん診療拠点機関（現：てんかん支援拠点病院）を選定し、令和4年9月からは二次診療施設の選定及び認定を進めており、上川中部圏域では6医療機関が選定されています。

【精神科救急・身体合併症】

- 令和4年度において、精神科救急医療体制整備事業により道北圏域で夜間・休日に診療を受けた方は485人、入院された方は160人となっています。
- 休日・夜間等における緊急な医療を必要とする精神障がい者に対し、道北保健医療福祉圏において救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護を行っています。

【道北ブロック精神科救急医療体制】

令和4年度

	道北圏域	上川中部圏域
精神科救急医療施設	2	2
遠隔地域支援病院	4	-
合併症受入協力病院	7	3
後方病院	5	5

* 精神科救急医療施設：輪番制により休日・夜間の診療体制及び1床以上の空床を確保する精神科病院

* 合併症受入協力病院：身体合併症を有する精神疾患患者について、身体疾患の治療を優先させる必要がある場合に入院受入れ及び治療を行う病院

* 遠隔地域支援病院：輪番病院（当番病院）等から離れた地域の患者について、当番病院から要請があった場合に受入れ及び治療を行う精神科病院

【自殺対策】

- 道では、自殺者数の総数は平成21年以降減少を続けてきたものの、令和3年には13年ぶりに前年を上回り、20歳未満の自殺者数は、平成21年以降では過去最多となったほか、自殺死亡率は全国平均を上回っており、上川中部圏域においても同様の状況です。
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、うつ病を始めとする精神疾患が関連することが多いことが知られています。

【人口10万人当たりの自殺死亡率】

区分	全国平均	北海道	旭川市	上川保健所
自殺死亡率	16.5	17.5	17.5	15.7

* 厚生労働省「人口動態調査」（令和3年）

- 上川中部圏域においては、保健、医療、福祉、教育、警察、消防、民間団体等を構成機関とした「上川中部自殺対策連絡会議」を開催し、地域の自殺の実態や地域課題を共有し、自殺を考えている人を救うためのネットワークの構築・強化を図っています。

【災害精神医療】

- 道では、災害等が発生した場合に、被災地域からの要請などに基づき、災害派遣精神医療チーム（DPA T）を派遣し、精神保健活動の支援等を行っており、令和2年には、DPA Tの円滑

な活動等に資するため、「北海道D P A T活動マニュアル」を策定しました。

- 被災した都道府県等において、発災からおおむね48時間以内に活動できる「D P A T先遣隊」について、令和4年度末時点で、3医療機関設置しています。

【医療観察法における対象者への医療】

- 心神喪失者等医療観察法^{*1}による入院処遇とされた者の治療を行う「指定入院医療機関」が1か所整備されています。
- 退院決定又は通院決定を受けた者が必要な医療を受ける「指定通院医療機関」のある第二次医療圏は、上川中部圏域を含め18圏域となっています。

2 課題

- 精神科医療機関と地域のかかりつけ医との連携により、精神疾患が疑われる者への受診勧奨等の取組が必要です。
- 地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援^{*2}の実施に資するよう、精神疾患に関する知識の普及・啓発を行う必要があります。
- 精神科医療を必要としている者とその家族（ケアラー等^{*3}含む）への相談支援の充実のため、住民にとって身近な市町や保健所における相談機能の強化に努める必要があります。
- 身近な地域で良好な療養環境の下、外来や訪問、入院医療等の適切な精神科医療が提供される体制づくりが必要です。
また、精神病床における隔離・身体的拘束の最小化に向けた取組や虐待の防止に係る取組が求められています。
- できるだけ地域で、当事者・家族が安心して生活が送れるよう、医療機関と地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等が連携した地域定着への支援が必要です。
- 日中活動の場や退院後の住まいなど生活の場の確保、復職・就職への支援など、社会復帰へ向けた環境整備が必要です。

【統合失調症】

- 新規入院患者の入院長期化の防止や長期入院患者の退院を促進するため、精神科医、看護師、薬剤師、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等からなる他職種チームによる診療計画の作成や退院後の訪問看護、外来治療継続の支援など地域移行に向けた支援が必要です。
- 圏域内の医療機関における連携体制の構築や長期入院患者の症状を軽快させる治療法の普及、精神科リハビリテーションを始めとする予防的アプローチの充実などがが必要です。

【うつ病・躁うつ病】

- 内科等のかかりつけ医や産業医との連携を推進し、精神科医療へのアクセスを促す取組が必要です。
- 患者のニーズや病状に応じて、地域の就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した就労支援・復職支援の取組が必要です。また、事業主を始めとした職域関係者に対し、うつ病の正しい知識の普及を図っていくことが必要です。

*1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律：心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

*2 初期支援：心の健康問題を抱える人に対して、専門家の支援の前に身近な人によって提供される応急処置のことをいう。

*3 ケアラー等：高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。ケアラーのうち、18歳未満の者をヤングケアラーという。（以下、第3章第6節の本文における「家族」の標記には、ケアラー等を含むものとする。）

【認知症】

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識や理解を深めるための普及・啓発の取組を進める必要があります。
- 早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化が求められています。
- また、認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的に提供するためには、かかりつけ医や地域の相談拠点と専門医療機関が連携した体制の構築が必要であり、これらの体制が円滑に機能するための中心となる役割が期待される認知症疾患医療センターについては、地域の実情に応じた連携体制の構築が必要です。
- 認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な医療や介護サービスを受けられるよう、医療従事者や介護従事者に対する認知症ケアの質の向上を図る取組が必要です。
- できるだけ身近な地域で家庭的な雰囲気の中で介護が受けられるよう、認知症の人の地域における生活の場の確保が求められています。

【児童・思春期精神疾患】

- 児童・思春期に特有の疾患に関する正しい理解と対応について、小児科医をはじめ、地域の保健・医療・福祉・教育関係者に対する学習機会の確保が必要です。
- 適切な養育と子どもの健康な発達との関連について、幅広く啓発することが必要です。
- 乳幼児健診は、発達障がい等子どもの心の問題の早期発見にも資する機会であることから、市町からの受診勧奨を徹底するとともに、健診担当部局と医療機関・保健所等の関係機関が連携した健診後の保健指導や相談支援などの取組が重要です。
- 心の診療を必要とする子どもの入院治療機能を持つ医療機関の確保など、子どもの心の診療体制の整備に向けた取組が求められています。

【発達障がい】

- 発達障がいの特性等に関する理解と対応について、医師をはじめ、地域の保健・医療・福祉・教育関係者等に対する学習機会の確保が必要です。
- 発達障がいがある人については、児童・思春期から成年期にかけて、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが必要です。
- 発達障がいを背景とする不安障害等の二次障がいを防ぐためにも、的確な早期診断と適切な療育的支援、医療的支援が必要です。

【依存症】

- 依存症対策の専門的支援に係る地域の相談支援体制を整備し、必要に応じて適切な医療につながるなどの取組が必要です。
- アルコール依存症については、治療を行う医療機関と内科等のかかりつけ医や産業医等の連携が十分でないため、重症化してから治療につながる傾向もあり、医療機関や関係機関との連携強化が必要です。
- 依存症に関する知識を普及するとともに、当事者・家族を地域で支援することができる依存症支援体制の構築が必要です。
- 近年は、オンラインによるギャンブルが身近となっている社会環境の変化から、「オンラインによるギャンブル」の特徴やリスクについて理解できるような普及啓発が必要です。

【外傷後ストレス障害（PTSD）】

被災者や犯罪被害者等が心理的外傷その他災害や犯罪などにより心身に受けた影響から回復できるようにするため、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を図ることや専門性の高い者の人材育成が必要です。

【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいに関する知識の普及を図るとともに、地域での相談窓口や利用可能な支援制度などの周知を図ることが必要です。また、地域の医療機関における高次脳機能障がいの診療体制の充実を図ることが必要です。

【摂食障害】

プライマリケアを担う医療機関、小児科医、内科医等への摂食障害に関する普及啓発を進め、早期発見、適切な治療につなげることが必要です。また、地域における診療連携体制の構築が必要です。

【てんかん】

- てんかん専門医の下での高度な医療が必要な患者については、道内では専門医の偏在により、十分な医療が受けられない状況もあるため、てんかん診療拠点機関を中心とした地域での診療連携体制や遠隔医療による対応が必要です。
- 未治療のてんかん患者やその家族に対し、てんかんに関する知識の普及啓発等を通じ、適切な治療につなげることが必要です。
- 老年期に発症するてんかんに関し、医療関係者等への理解の促進が必要です。

【精神科救急・身体合併症】

- 休日や夜間を含め、24 時間 365 日、精神科救急患者や身体疾患を合併した患者等の状態に応じて適切な医療を提供できる体制の確保が必要です。
- 新興感染症の発生及びまん延に備え、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症への対応の検討が必要です。
- 身体合併症患者の受入や自殺企図者の身体的処置終了後の精神科医による事後対応、精神科と一般科が連携した並列モデルによる受入体制等、一般救急との連携体制の構築が必要です。

【自殺対策】

- 地域における自殺予防対策の推進に当たっては、自殺対策の専門的支援に係る地域の相談支援体制を整備し、必要に応じて適切な医療につなげるなどの取組が必要です。
- 「上川中部圏域自殺対策連絡会議」等を活用し、医療機関と保健所・市町及び自殺対策に取り組む民間団体等が連携して自殺未遂者への自殺再企図防止のための支援や住民に対する啓発を行うほか、地域間の取組の格差を是正する取組など、自殺対策に社会全体で取り組んでいくことが必要です。
- 子ども・若者、女性の自殺対策の強化など総合的な自殺対策の更なる推進が必要です。

【災害精神医療】

- 災害発生等に備え、D P A T 先遣隊の更なる設置やD P A T の派遣体制の充実が必要です。
- 新興感染症の発生及びまん延に備え、北海道D P A T における新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症への対応の検討が必要です。

【医療観察法における対象者への医療】

対象となった者のニーズに応じた保健福祉サービスの活用等、地域処遇における指定通院医療機関と関係機関が連携した支援が必要です。

3 必要な医療機能

【地域精神科医療提供機能】

- 患者本位の精神科医療を提供すること
- ICF（国際生活機能分類）*1の基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
- 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携・協力を行うこと

【地域連携拠点機能】

- 患者本位の精神科医療を提供すること
- ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
- 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携・協力を行うこと
- 医療連携の地域拠点の役割を果たすこと
- 情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと
- 人材育成の地域拠点の役割を果たすこと
- 地域精神科提供機能を支援する役割を果たすこと

【都道府県連携拠点機能】

- 患者本位の精神科医療を提供すること
- ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
- 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携・協力を行うこと
- 医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと
- 情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと
- 人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと
- 地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと

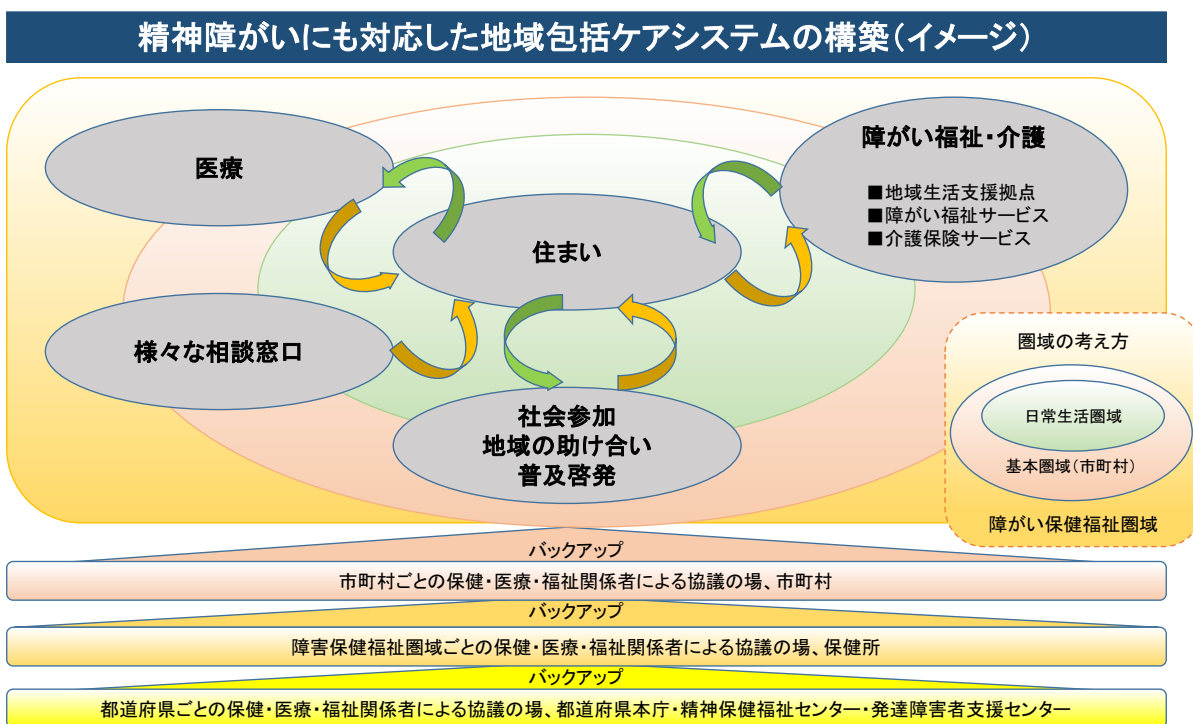
4 数値目標等

指標区分	指標名（単位）	現状値	目標値の考え方	現状値の出典 （策定時・見直し時の年次）
体制整備	認知症疾患医療センターの整備数 （医療機関数）	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 （令和5年）
住民の 健康状態等	慢性期入院患者数（65歳以上） （人）	263	現状より減少	厚生労働省 精神保健福祉資料 （令和4年度）
	慢性期入院患者数（65歳未満） （人）	261	現状より減少	厚生労働省 精神保健福祉資料 （令和4年度）

*1 ICF（国際生活機能分類）：人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえる。「生活機能」は、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

- 一般科医療機関から適切に精神科医療機関につなげるため、内科医等かかりつけ医を対象とした研修などにより、連携体制の構築を促進します。
- 一般科医療機関に勤務するコメディカルスタッフや地域の相談機関職員などを対象とした適切な精神科医療へのつなぎ等の連携方法の習得のための研修会の受講を働きかけるなど、人材育成に取り組みます。
- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて、普及・啓発に取り組むほか、精神障がいのある人やその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場である「上川中部圏域地域生活移行支援協議会」を活用し、市町ごとの設置に向けて、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。



- 精神科病院に入院している者の退院を促進するため、地域の相談支援事業所や医療機関等と連携し、長期入院患者の地域移行・地域定着の支援を推進します。
- 長期入院等の後に退院した者や治療中断者等の地域生活の支援のために、保健医療福祉関係機関で連携した支援が実施できるよう「上川中部圏域地域移行準備部会(つながり)」などを活用し、地域における支援体制の構築を促進します。
- 患者の療養環境の改善に資するため、精神病床における隔離・身体的拘束の最小化や虐待防止の取組を推進します。

【統合失調症】

- 治療抵抗性統合失調症治療薬及び mECT が必要な時に必要な場所で受けられるよう、医療機関における連携体制の構築を推進します。

【うつ病・躁うつ病】

- うつ病の診療知識の普及や精神科専門医との連携を推進するため、内科医等かかりつけ医の対応力向上のための研修会の参加等について促進します。
- 地域・職域における産業医等と精神科専門医の連携強化を促進するため、医療関係団体と連携した、うつ病に関する研修や連携システムの構築に努めます。

- 医療機関や地域の保健医療関係者などに対し、国等が実施する研修の受講を働きかけるなど、認知行動療法についての正しい知識の普及を進めます。
- mECT の普及に向け、医療機関における連携体制の構築を推進します。
- 精神障がいの特長や疾患の状態に応じた就労支援を推進するため、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターと連携し、地域における関係機関・団体の就労支援ネットワークの構築を図ります。

【認知症】

- 認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の日（9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を推進します。
- 認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師を始め歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修の参加等について促進します。
- 認知症ケアの質の向上を図るため、介護従事者向けの認知症に関する専門的な知識・技術を習得するための研修や、認知症初期集中支援チームの質の向上を図るための研修の参加等について促進します。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核となる、認知症疾患医療センターの運営を支援するとともに、認知症サポート医やかかりつけ医等との連携強化を図ります。
- 地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医の養成を促進するとともに、スキルアップを図るためのフォローアップ研修の参加等について促進します。
- 今後、国が策定する「認知症施策推進基本計画」に基づく施策に応じた取組を推進します。
- 市町などと連携し、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、グループホーム等の住まいの場の整備を推進します。
- 認知症により行方不明になる高齢者等をいち早く発見・保護し、再発防止を行うSOSネットワークの維持・強化を図り、認知症の方とその家族が安心して暮らせる地域を目指します。

【児童・思春期精神疾患】

心の問題を持つ子どもが身近な地域で適切な診療を受け、また、その家族が適切な医療的相談ができるよう、市町に必要な専門的支援の確保に努めるほか、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワークを構築し、連携の促進を図ります。

【発達障がい】

- 発達障がいの早期発見や適切な成長・発達を促すため、乳幼児健康診査について市町からの受診勧奨を徹底します。
- 発達障がいのある人やその家族等を適切な支援につなげられるよう、発達障がいに関する専門性の向上を図るため、地域の保健、医療、福祉、教育等の職員を対象にした研修を実施します。
- 発達障がいのある人やその家族等が速やかに医療機関を利用できるよう、道のホームページを活用するなど医療機関に関する情報の提供に努めるほか、発達障がいの診断に係る初診待機の短縮に向けた体制づくりを支援します。
- 発達障がいのある人が身近な地域において適切な診療を受け、また、その家族が適切な療育的相談、医療的相談ができるよう、市町における包括的な子ども発達支援体制の整備を支援するほか、地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関のネットワークを構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援のための連携の促進を図ります。

【依存症】

- 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対する啓発や依存症の自助グループや支援者と連携し、依存症支援体制の構築を促進します。
- 「第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。

【外傷後ストレス障害（PTSD）】

- PTSDの当事者が適切な支援を受けられるよう、道のホームページを活用するなど相談窓口や医療機関に関する情報の提供に努めます。
- PTSDに対応できる専門職の養成に資するため、支援に必要な知識や対応技術に関する研修の参加等について促進します。

【高次脳機能障がい】

- 高次脳機能障がいの当事者・家族が身近な地域で支援を受けられるよう、保健所における相談機能の強化や相談窓口の周知を図るとともに、「上川中部高次脳機能障がいネットワーク会議」を活用した地域支援者の連携強化や、地域において高次脳機能障がいの診断等が可能となるよう、医療関係者等を対象とする研修を実施するなど、支援及び診療体制の充実を図ります。
- 地域の支援者及び住民に対し、高次脳機能障がいに関する正しい知識を普及するため、高次脳機能障害リハビリテーション講習会への参画や上川保健所ホームページ等による情報発信を行います。

【摂食障害】

- プライマリケアを担う医療機関、小児科医、内科医等への摂食障害に関する普及啓発を進めます。
- 摂食障害の当事者・家族等が速やかに医療機関を利用できるよう、道のホームページを活用するなど医療機関に関する情報の提供に努めます。

【てんかん】

- 専門医による高度な医療が必要な患者に対し、てんかん支援拠点機関を中心に地域における二次診療施設等の診療連携体制の構築や遠隔医療による対応を進めます。
- 未治療のてんかん患者やその家族に対し、てんかんに関する知識の普及啓発等に取り組みます。
- 老年期に発症するてんかんに関して医療関係者等への理解の促進に取り組みます。

【精神科救急・身体合併症】

- 休日・夜間の緊急の相談や救急医療を必要とする方に対応することができるよう、精神科救急医療体制道北ブロック調整会議の開催等、精神科救急医療体制の整備・推進を図ります。
- 身体合併症を有する救急患者への対応が円滑に行われるよう、一般救急を担う医療機関や身体科と精神科との連携を図ります。
- 精神科救急医療体制整備事業において、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症への対応に係る検討を進めます。

【自殺対策】

保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関から構成される「上川中部自殺対策連絡会議」の構成機関・団体と連携し、地域における人材養成や相談体制の確保、遺された人への支援の充実、子ども・若者への自殺対策の推進等、「第4期北海道自殺対策行動計画」に基づき、総合的な自殺対策を推進します。

【災害精神医療】

- D P A T 先遣隊の更なる設置や災害時に備えた D P A T の派遣体制の充実に向け、関係機関との調整や D P A T 構成員の資質向上のための研修等への参加を促進します。
- 関係機関により構成する「北海道 D P A T 推進会議」において、新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症への対応の検討を進めます。

【医療観察法における対象者への医療】

医療観察法による通院決定、退院決定を受けた者を対象として実施される「地域社会における処遇」において、生活に必要な支援が円滑に提供されるよう、指定通院医療機関、保護観察所、市町及び相談支援機関等の関係機関と連携して取り組みます。

6 医療機関等の具体的名称

別に定める公表基準を満たした医療機関（第6章別表参照 * 随時更新）

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

認知症高齢者等では、歯の痛み、歯周病や口内炎等の炎症に伴う痛み、義歯の不具合等の問題により、B P S D（認知症に伴う行動障害・精神症状）を引き起こす可能性があることから、適切な歯科医療の提供や口腔衛生管理、口腔機能管理に努めます。

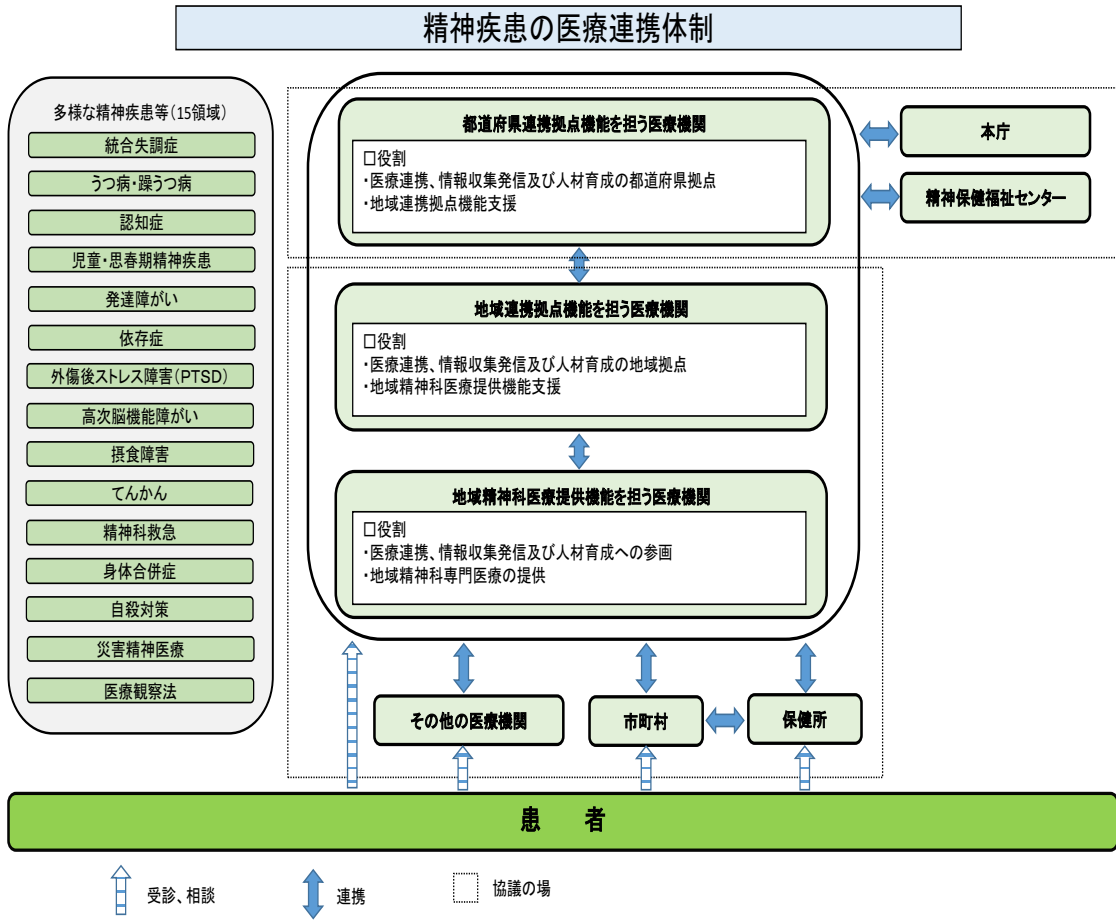
また、認知症要介護高齢者等に対しては、歯科医療従事者と介護職等が連携して食事の観察やカンファレンスを行うなど、口から食べる楽しみの支援を行います。

8 薬局の役割

- 精神疾患に対する一層の理解を深めるため、精神科医療に関する研修会に薬局薬剤師が積極的に参加するとともに、薬局において、睡眠改善薬などの市販薬の販売時や相談の機会を通じて、適切な医療が必要と考えられる者に対し、受診勧奨を行うほか、専門医療機関や相談機関の紹介に努めます。
- 向精神薬等の過量服用や薬物依存を未然に防ぐためには、患者が薬物治療について正しく理解し、適切に服薬などを行うことが重要であることから、薬局において、薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等の薬学的管理を行うとともに、患者への適切な服薬指導などに努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 主治医や医療機関の看護師等と連携し、在宅療養環境の整備に努めます。
- 在宅療養中の精神疾患及びその治療に伴う諸症状を把握し、服薬やリハビリテーション等の適切な療養行動を維持できるよう患者・家族を支援し、生活の質（Q O L）の向上を目指します。
- 在宅療養中の病気や障がいの状況に合わせ、生活リズムの安定、社会活動や交流における対人関係の調整を支援するとともに、地域住民及び保健・医療・福祉等関係者の連携に努めます。
- 認知症患者の行動・心理症状や生活障害に応じた看護を提供するとともに、家族等の支援や安全に在宅療養生活を送ることができるよう環境整備に努め、多職種とも連携し、生活の質（Q O L）の向上を目指します。

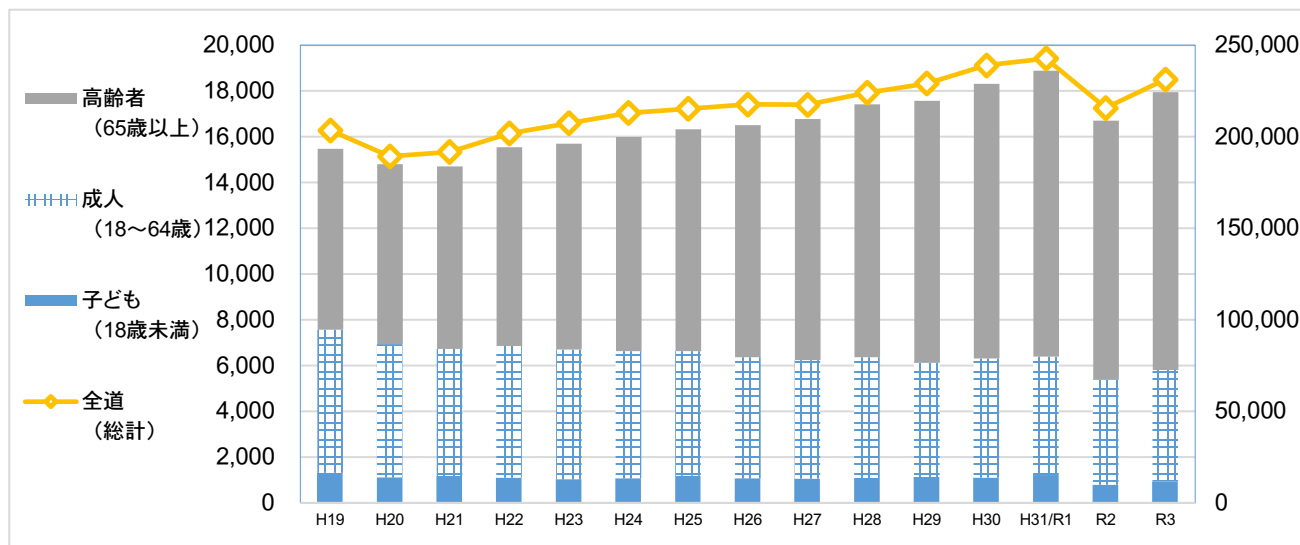


第6節 救急医療体制

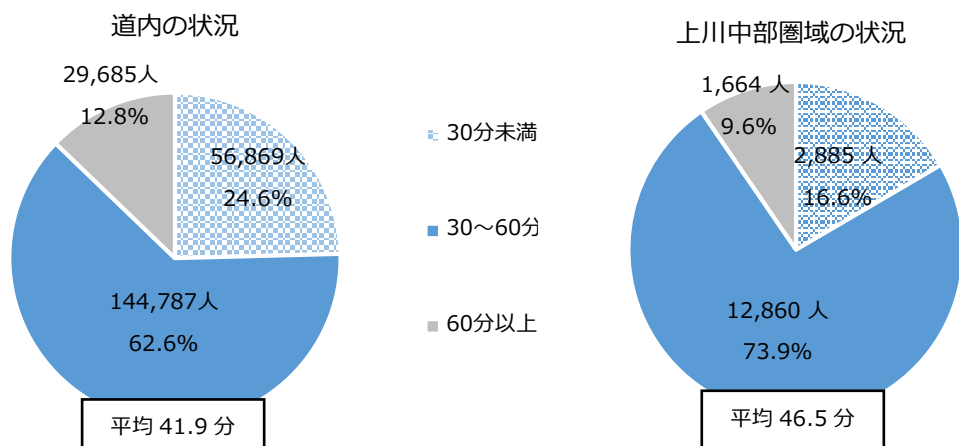
1 現状

- 救急医療は「医の原点」と言われており、救急医療資源に限りがある中で、道民の誰もが適切な救急医療を受けられるよう、地域の救急医療機関が連携し、質の高い効果的な救急医療体制を確保することが重要です。
- 上川中部圏域における救急医療の需要は増加傾向にあり、救急車の搬送人員を例にとると平成24年の15,506人から令和3年の17,409人と、コロナ禍における一時的な減少があったものの、この10年で約12.3%増加しています。
また、高齢者の搬送人員は平成24年には全体の58.4%を占めていましたが、令和3年には67.4%を占め、増加傾向にあります。^{*1}
- その背景として、高齢化の進行や少子化、核家族化、夫婦共働きなど生活環境の変化、救急医療や救急車利用に対する住民の意識の変化などが挙げられます。
- また、受入施設の関係等から1時間以上の長時間救急搬送人員は、道では全体の12.8%に当たる2万9,685人となっていますが、上川中部圏域では、9.6%に当たる1,664人と全道に比べ低い状況ではありますが、救急搬送に要する平均時間については道の41.9分に対し、上川中部圏域では、46.5分と長くなっています。
- 住民の大病院・専門医志向などを背景に軽症者の夜間受診が二次救急医療を担う病院へ集中し、これに伴い病院勤務医への負担が増大するなどの問題が生じています。

【救急車搬送人員の推移】



【収容所要時間別救急搬送人員 (令和3年度)】



*1 北海道総務部「消防年報 (救急救助年報)」及び上川中部圏域各消防組合実績報告

(救急医療提供体制)

当圏域では、様々な救急患者が症状に応じた適切な医療が受けられるよう、入院を要しない比較的軽度な救急患者に対応する初期救急医療から、入院を要する重症の救急患者に対応する二次救急医療、重篤の救急患者に対応する第三次救急医療までの体系的な医療体制や救急搬送体制を整備しています。

初期救急医療

夜間・休日等時間外における主に軽度の救急患者については、「在宅当番医制」及び市立旭川病院が対応しています。

令和6年4月現在

在宅当番医制の実施	2 都市医師会
旭川市夜間急病センター	1 施設（市立旭川病院内）※

※旭川市では、市立病院内の機能の一部として運営している。

二次救急医療

初期救急医療施設から転送される等の入院医療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、当圏域では旭川市内の5病院による病院群輪番制、並びに救急告示医療機関による診療体制が整備されています。

令和6年4月現在

病院群輪番制参加病院	5 施設
その他の救急病院・救急診療所	16施設

三次救急医療

- 当圏域には心筋梗塞、脳卒中、交通事故等による多発外傷等の重篤な救急患者に対して高度医療を実施するため、24 時間 365 日体制で救命医療を行う救命救急センター（救急病床 76 床）2 か所が整備されています。

令和6年4月現在

旭川赤十字病院	56 床
旭川医科大学病院	20 床

- さらに、平成 21 年 10 月から旭川赤十字病院を基地病院とする道北ドクターヘリが運航され、道北圏域及びオホーツク圏域、空知圏域、十勝圏域の一部までを運航圏域としています。
- この他、高度医療機能を有する病院が整備されており、また、病院相互の連携により、円滑な救急医療体制の確保が図られています。

救急搬送

- 救急搬送は、救急車、ドクターヘリによるほか、ドクターカー、消防防災ヘリコプター等の活用により実施しています。
- また、消防機関と医療機関との連携の下、救急搬送途上等における救急医療の質の向上を図るため、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制^{*1}の充実を図っています。

【救急車両整備状況及び救急隊員配置状況】^{*2} 令和6年4月1日現在

救急車両台数（うち高規格救急車（%））	33（32（96.9%））
救急隊員資格者数（うち救急救命士（%））	533（178（33.4%））

* 1 メディカルコントロールに基づく病院前救護体制：傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示又は指導・助言等の下に救命救急士等が気管挿管等の医行為を実施すること。

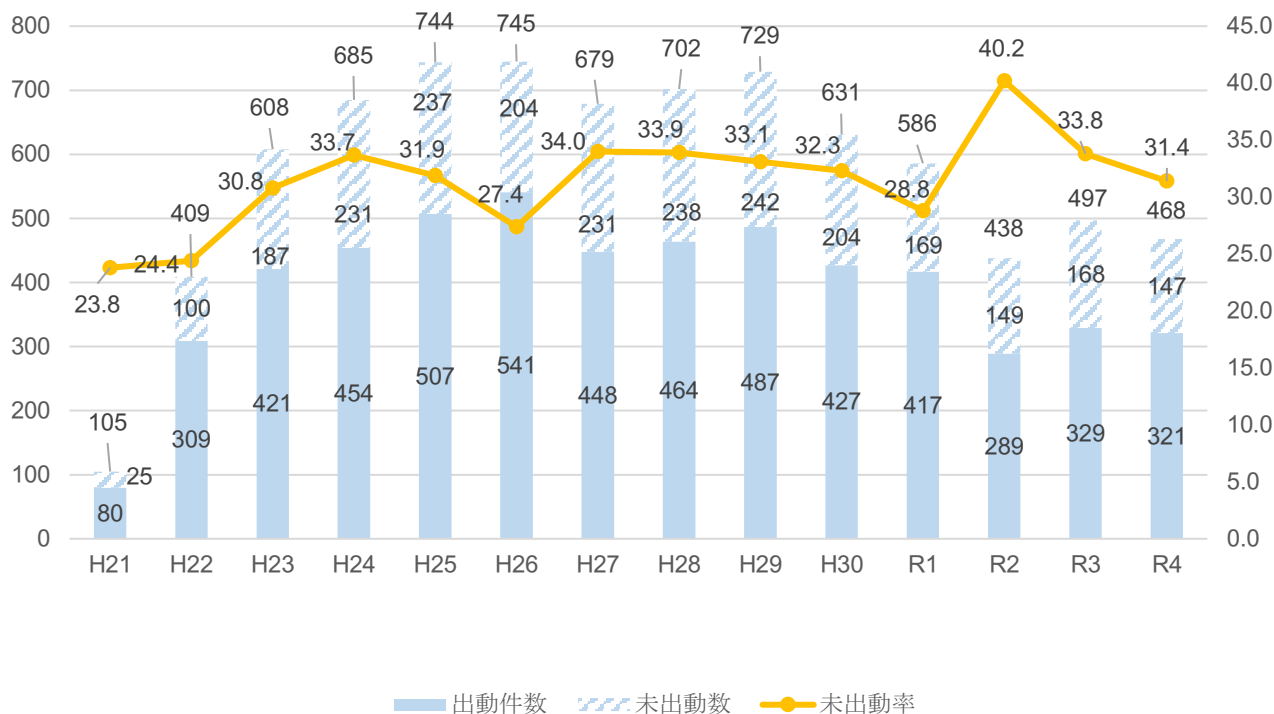
* 2 北海道総務部「消防年報（救急救助年報）」

(道北ドクターヘリ運航実績)

平成 21 年 10 月から運行を開始したドクターヘリは、旭川赤十字病院を基地病院とし、道北圏（上川管内・留萌管内・宗谷管内）、空知管内の一部、オホーツク圏内及び平成 27 年からは、十勝圏の一部も運航圏とし拡大したところです。

令和 4 年度の要請件数は 468 件、出動件数は 321 件であり、要請件数の 3 割程度が天候不良等により未出動となっています。* 1

【道北ドクターヘリ出動件数の推移】



(住民への情報提供や普及啓発)

救急当番医療機関等については、電話やインターネットなどで確認できる「北海道救急医療・広域災害情報システム* 2」により情報提供しているほか、自動体外式除細動器（AED）* 3の使用 方法を含む救急法等講習会の実施やAEDの設置促進、ポスター・リーフレット等の配布などにより救急医療機関や救急車の適切な利用に関する普及啓発を行っています。

【北海道救急医療・広域災害情報システムによる情報提供】

ホームページアドレス（パソコン・スマートフォン等から）	https://www.qq.pref.hokkaido.jp
情報案内センター電話番号等	フリーダイヤル 0120-20-8699
	携帯電話等から 011-221-8699
救急医療情報システム利用状況（令和 3 年度）	
情報案内センター電話案内件数	43,374 件
ホームページ検索件数	852,188 件

* 1 旭川赤十字病院実績報告

* 2 北海道救急医療・広域災害情報システム：医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをコンピュータネットワークで結び、休日、夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や消防機関・医療機関における救急対応に必要な情報収集・提供等を行うシステムのこと。

* 3 自動体外式除細動器（AED）：Automated External Defibrillator の略。心室細動等による心停止者に対し、必要な場合にのみ心臓に電気ショック（除細動）を実施することができる機器で、平成 16 年 7 月から一般市民が使用できるようになった。

2 課題

(初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実)

地域によっては、初期救急医療を二次救急医療機関が担っているとともに、住民の大病院・専門医志向などを背景に軽症者の夜間受診が多く、二次救急病院勤務医への負担が増大している状況です。このため、初期救急医療と二次救急医療を担う医療機関の役割分担と連携体制の強化が求められています。

(三次救急医療体制の充実)

三次救急を担う救命救急センターは、整備されており、ドクターヘリの一層の有効活用など三次救急医療体制の充実が求められています。

(救急搬送体制の充実)

- 圏域の広域性を踏まえ、ドクターヘリと消防防災ヘリコプター等や平成29年7月に整備した患者搬送固定翼機（メディカルウイング）^{*1}との効果的な連携が求められています。
- メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の一層の充実が求められています。

(住民への情報提供や普及啓発)

- 救急医療に関する知識を広く道民に提供するために、北海道救急医療・広域災害情報システムの充実やA E Dの使用方法を含む救急法等講習会を開催する必要があります。
- 救急医療機関や救急車の適切な利用を図るため、道民に対し、一層の啓発が必要です。
- 高齢化が一層進むことから、救急医療機関の機能と役割を明確にし、入院、退院あるいは転院時におけるかかりつけ医等の医療機関や介護保険施設などとの連携強化が必要です。
- 居宅・介護施設の高齢者が自らの意志に沿った救急医療を受け入れられるような環境の整備を進めるため、住民が医療従事者向けに人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に関する普及啓発などの取り組みが必要です。

3 必要な医療機能

(初期から三次に至る救急医療体制の充実)

重症度・緊急度に応じた医療が提供されるよう、初期から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、救急医療機関の負担軽減や病床確保を図るため、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、かかりつけ医等の医療機関や介護保険施設等の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

また、令和6年4月に施行の医師時間外・休日労働の上限規制に適切に対応した医療体制の確保が必要です。

(病院前救護及び救急搬送体制の充実)

A E Dの使用方法を含む救急法等の一般道民への普及及び本道の広域性を考慮し、救急車等による陸路搬送のほか、ヘリコプターなどによる搬送も活用した、より迅速な救急搬送体制の整備を図ることが必要です。

また、救急患者の受入が困難となる事案が生じないように、傷病者の搬送と医療機関への受入が適切に行われるための取組が必要です。

(新興感染症の発生・まん延時の医療体制の確保)

新興感染症への発生・まん延時において、感染症対策と通常の医療体制を両立できるような体制を構築することが必要です。

*1 患者搬送固定翼機（メディカルウイング）：地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を医師による継続的な医学的管理を行いながら、計画的に搬送することを目的とし、医師等の搭乗が可能な医療機器等を装備した固定翼機。

4 数値目標等

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標(R11)	現状値の出典 (策定時・見直し時の年次)
体制整備	在宅当番医制等初期救急医療の確保 市町村割合(%)	100	100	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
	病院群輪番制の実施医療機関数	5	5	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
	救命救急センターの整備数	2	2	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
	道北ドクターヘリの運航圏	道北圏、オホーツク圏、空知管内及び十勝圏の一部	道北圏、オホーツク圏、空知管内及び十勝圏の一部	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
実施件数等	救急法等講習会(一般住民対象)の実施数(消防署)	3	3	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在)
	救急自動車による搬送時間が1時間以上の救急患者割合(%)	9.6 (全国平均:12.8)	現状より減少	上川保健所調べ (令和3年度分調査)

* 目標における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(初期救急医療体制の充実)

- 原則、市町を単位として初期救急医療を確保します。
- 在宅当番医制の実施や休日夜間急患センターの運営については、診療所等の積極的な参加を促進するとともに、インフルエンザなどの感染症の流行等にも適切に対応できるよう、医師会や保健所、二次・三次救急医療機関との連携に努めます。

(二次救急医療体制の充実)

- 原則、第二次医療圏を単位として重症患者の救急医療を24時間365日体制で実施します。
- 地域によっては、初期救急医療を二次救急医療機関が担っているなどの状況を踏まえ、初期・二次医療機関の医療機能の明確化と役割分担の適正化のため、医療機関、消防機関等の関係機関の連携を一層推進します。
- 救急医療体制の機能向上のため、救急救命等の他職種へのタスク・シフト/シェアを含め、地域の実情に応じた救急医療に携わる他職種の業務分担や効率化を推進します。

(三次救急医療体制の充実)

- 原則、第三次医療圏を単位として、重篤・重症患者に対する救命医療を確保し、救命率の向上を図ります。
- ドクターヘリの運航状況の分析・検討を行いつつ、ドクターヘリのより効果的な運航を図るため関係機関との連携を一層進めるなど、三次救急医療の確保・充実に努めます。
- 救急医療体制の機能向上のため、救急救命等の他職種へのタスク・シフト/シェアを含め、地域の実情に応じた救急医療に携わる他職種の業務分担や効率化を推進します。

(救急搬送体制の充実)

- ドクターヘリの活用及び高規格救急自動車の整備を促進します。
- メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図るとともに、急患者の受入が困難となる事案が生じないよう、傷病者の搬送と医療機関への受入が適切に行われるための取組を推進します。

(住民への情報提供や普及啓発)

- 北海道救急医療・広域災害情報システムの検索画面や内容の充実を図るほか、救急医療に関する必要な情報提供等を行います。
- AEDの整備促進や救急法等講習会を開催するなど普及啓発を行います。

- 医師会や消防機関などと連携し、救急医療機関や救急車の適切な利用に関する普及啓発を行います。
- 救急医療機関、かかりつけ医、介護保険施設、精神科救急等、関係機関の連携を図ります。
【関連：第2章第5節「精神疾患の医療連携体制」及び同第11節「在宅医療の提供体制」】
- 関係機関と連携するなどして人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に関する普及啓発を行います。

（新興感染症の発生・まん延時の医療体制の確保）

- 新興感染症が発生した際に、速かに入院、外来診療、自宅療養等への医療等が提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるように調整します。

6 医療機関等の具体的な名称

（令和3年7月現在）

三次医療圏名	二次医療圏名	市町名	初期救急医療機関		第2次救急医療機関	第3次救急医療機関	救急医療情報システム等
			夜間急病センター	在宅当番医制			
道北	上川中部	旭川市		旭川市医師会	（病院群輪番制参加病院5） 市立旭川病院 J A北海道厚生連旭川厚生病院 旭川赤十字病院 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 旭川医科大学病院* （その他の救急病院・救急診療所16） 大西病院 医療法人中島病院 整形外科進藤病院 医療法人社団幾見会木原循環器内科医院 医療法人社団功和会佐久間病院 社会医療法人元生会森山病院 旭川脳神経外科循環器内科病院 医療法人社団恩和会旭川高砂台病院 道北勤医協一条通病院 医療法人社団杏仁会大雪病院 医療法人社団博彰会佐野病院 豊岡中央病院 医療法人仁友会北彩都病院 医療法人社団慶友会吉田病院 美瑛町立病院 国民健康保険上川医療センター	旭川赤十字病院 旭川医科大学病院	○地域災害拠点病院 旭川赤十字病院 旭川医科大学病院 * 大学附属病院として高度・先端医療機能を有しており、高度な救命救急医療機関の機能を担う。
		鷹栖町		上川郡中央医師会			
		東神楽町					
		当麻町					
		比布町					
		愛別町					
		上川町					
		東川町					
		美瑛町					
		幌加内町					

* 救急医療に係る各医療機関名簿は、第6章別表により随時更新

7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 休日等に、急に歯科疾患が発症した場合に対応するため、道北口腔保健センターにおいて休日救急歯科医療を実施します。
- 口腔顎顔面外傷に対する歯科診療所と病院歯科等の高次歯科医療機関との病診連携や医科歯科連携の充実に努めます。

8 薬局の役割

休日・夜間の処方せん受入体制については、薬局による輪番制や当番医療機関の近隣薬局での対応が行われています。今後とも、休日・夜間の診療体制など、地域の実情に合わせ、薬局が相

互に連携し、休日・夜間における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品等の供給体制の充実に努めます。

9 訪問看護事業所の役割

- 救命救急医療機関等から退院する患者に対して、救急医療機関及び主治医との連携の下、治療の継続を支援します。
- 在宅療養者の急変時に適切に対応できるよう、緊急時の連絡体制等について、本人・家族、主治医、救急隊員等との情報共有、連携に努めます。

【関連：第2章第12節「在宅医療の提供体制」】

